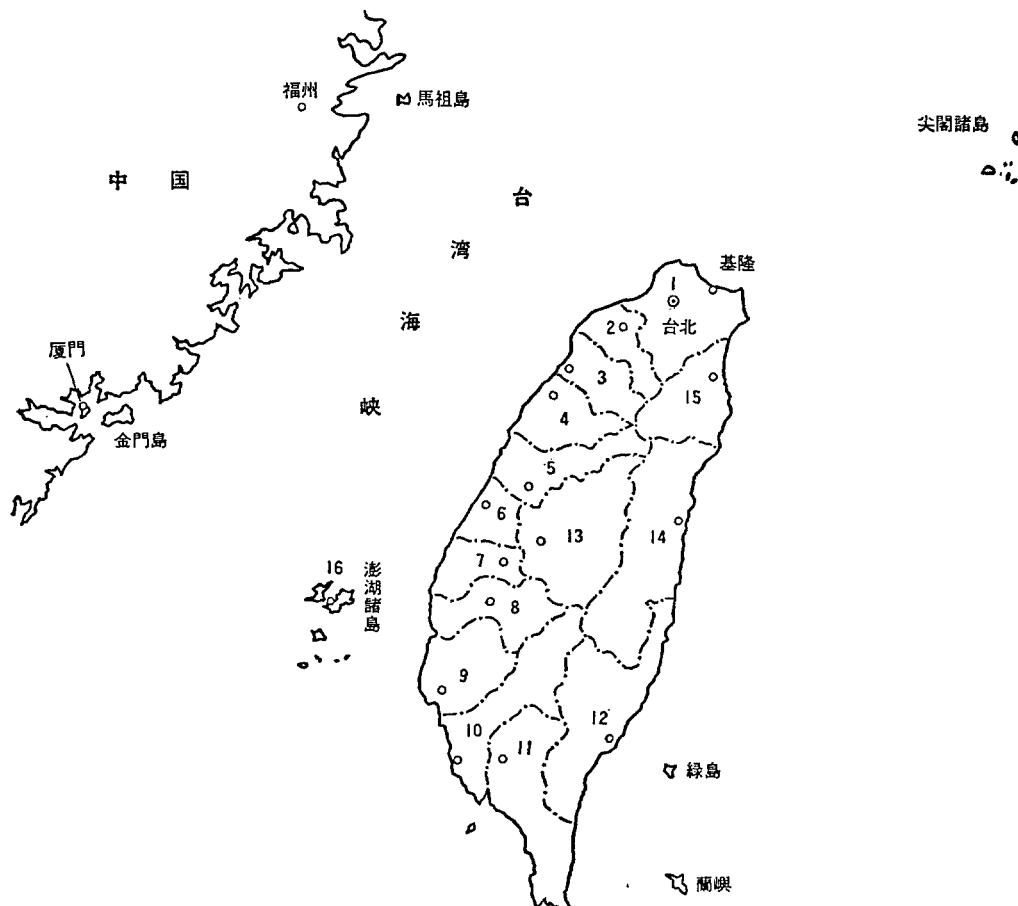


# 台 湾

面 積 3万6000km<sup>2</sup>  
 人 口 2075万人（1992年末）  
 主 都 台 北  
 言 語 漢語（北京語、閩南語、客家語）  
 宗 教 佛教、道教

政 体 共和制  
 元 首 李登輝總統  
 通 貨 元（1米ドル=25.40元、1992年末）  
 会計年度 7月～6月



## 県名（県都名）

1 台 北 (台北)	5 台 中 (台中)	9 台 南 (台南)	13 南 投 (南投)
2 桃 園 (桃園)	6 彰 化 (彰化)	10 高 雄 (高雄)	14 花 蓮 (花蓮)
3 新 竹 (新竹)	7 雲 林 (雲林)	11 屏 東 (屏東)	15 宜 蘭 (宜蘭)
4 苗 栗 (苗栗)	8 嘉 義 (嘉義)	12 台 東 (台東)	16 澎 湖 (馬公)

# 1992年の台湾

## 対中実質関係の拡大へ

りゅう　ぶん　ほ  
劉　文　甫

1992年の台湾においては、立法院が初めて全面改選され、最大野党の民主進歩党が大きく躍進したことが注目される。これは、台湾内の政治運営だけではなく、中台関係の今後の行方にも影響を与えるかねない。一方、7月に可決された両岸関係条例は、対中実質関係の拡大への道を開くことになった。

外交面では、冷戦時代に「反共の盟友」だった韓国との外交関係の断絶は、台湾が推進してきた弾力外交の限界を示したとの見方も出ている。新しい外交戦略の一環として、台湾はソ連解体後の独立国家共同体(CIS)との経済を中心とする協力関係の強化を図っている。経済面では、下半期から経済成長の減速傾向がみられ、6%台の成長率にとどまっている。台湾の対中貿易・投資は引き続き拡大し、台湾経済の対中依存度が一層深まってきた。

### 政 治 ■■

◎立法院選挙 1947年に中国大陸で選出された古参の第1期中央民意代表が91年末全員引退したのを受け、台湾住民による立法委員の初の全面改選が12月19日に行なわれた。今回の選挙の定数は、台北、高雄市など29の直接選挙区で125人、各党の得票率に応じて配分される比例代表30人および海外華僑代表6人の計161人である。即日開票の結果、与党の国民党は、得票率が61.6%，獲得議席が96と依然として優勢を示しているものの、得票率30%が勝敗の分かれ目としていた民進党は36.1%を得、議席数で50を獲得、立法院の3分の1を上回る一大勢力となった。このほかの政党の獲得議席は、社会民主党が1、無所属が14(うち6は国民党系)である。

民進党が躍進したことについて、いくつかの原

因が考えられる。民進党は1991年12月の国民大会選挙で「台湾独立」を訴え、得票率23.9%にとどまった教訓から、今回の選挙では「1中1台」論(一つの中国、一つの台湾の主張)という現状追認のスローガンに変更した。選挙民から一定の支持を得た民進党の「1中1台」論は、実質的には「台湾独立」につながるものとして中国から再三批判されているが、これに対し国民党は、将来の目標を中国との統一に置くという「一つの中国」論を前提にしている。国民党の規律審査委員会は11月27日、同党公認として立候補しながら「1中1台」論を主張した陳哲男を党紀違反で除名した。

もう一つの原因としては、李登輝總統ら本省人を中心とする主流派と、郝柏村行政院長をトップとする外省人の非主流派の主導権争いにみられる国民党の内部抗争に対する選挙民の反発を指摘することができよう。つまり民進党は「敵失」に乗じた形で小さな勝利をおさめたのである。このほか、民進党は環境保全、福祉向上、増税反対などの民生問題を中心とする国民党批判を争点に、広範な中間層をとらえた。

しかし、一方で「一つの中国」論を堅持する国民党の新国民党連線と「台湾独立」を主張する民進党の新潮流派の候補者のなかに高得票者が現われたことは、台湾住民の選択が「中国大陆との関係促進」と「台湾本位」に大きく分かれているとみることもできよう。いずれにせよ、今回の選挙で民進党が躍進したことで、立法院の運営において国民党に対するチェック機能が強化されたことは確かである。

◎憲法改正 国民党の第13期中央委員会第3回全体会議(3中全会)は、3月14日に開かれた。3中全会の最終日の16日、中央委員会は同月20日から開催される憲法改正のための第2期国民大会臨

時会議に対する与党の基本方針を決定したのである。改憲案の最大の焦点は、総統の選出方法を選挙民による「公民直選」とするのか、それとも選挙民に選出された国民大会代表による「委任直選」にするか、ということであった。結局、本省人の改革派が主張する前者と、外省人の保守派が支持する後者をめぐる対立点は棚上げされたまま、「台灣總統」ではなく、「中国總統」だという意味を込めた「中華民国自由地区全選挙民の選挙」で選出するなどの改正案がまとめられた。

4月19日から民進党は連日、「総統直接民選」、「国民大会廃止」などを訴えるデモを全島で展開した。しかし、台湾の憲法改正機関である国民大民の臨時会議は5月27日、国民党提案の8項目の憲法改正案を民進党および無党派欠席のまま国民党単独で可決、成立させた。憲法修正案の骨子は次のとおりである。

(1)現行6年の総統、副総統の任期を1996年の第9代総統から4年に短縮、1期再任できることに改める。総統の選出問題については、次期総統以後民選とするが、現総統の任期満了1年前の95年5月20日までに国民大会臨時会議を開催して決定する、(2)国民大会代表の任期も次期から6年を4年に短縮する、(3)監察委員は総統が指名し、国民大会の同意を経て任命する、(4)司法院の大法官は「憲法法廷」を組織し、政党の違憲による解散について審査する、(5)台湾省政府の省主席は住民による選挙とするなど、地方自治を明確にしたことである。このほか、国民大会が今後、実質的に年1回会合を持つ常設機関化したこと、その権限が強化されるようになった。

会期が1993年1月15日までの第2期国民大会第2回臨時会議は、12月25日に開かれた。この臨時会議では、李登輝総統の指名する新監察委員(定数29)に対し同意権を行使するのが主な任務である。李総統は監察院長に陳履安国防部長を指名している。

●刑法第100条の改正 立法院は5月15日、内乱罪を規定する刑法第100条の改正案を採択した。それによると、内乱罪構成の要件は、「暴力」と「脅迫」によるものにのみ限定し、「陰謀」についてはこれを削除することになった。同刑法改正条

文が18日に発効となったことに伴い、同日、服役中の共産党员周超竜、民進党员黃華、「台湾建国運動組織」責任者陳婉真、「台湾独立建国連盟」のメンバーである林永生ら7人が刑務所より釈放された。また、郭倍宏、李應元、王陸康ら「台湾独立建国連盟」のメンバーも23日に釈放された。このほか、同連盟の陳昭南が18日起訴を免れた。

台湾高等法院検察署は6月3日、暴力や脅迫を伴わない内乱準備罪16件の結案を決定した。「独立台湾」に関連した史明と爆弾郵便物を郵送した事件の林振昌の両容疑者については引き続き指名手配した。「台湾独立建国連盟」の張燦鍙主席に対して、台北の台湾高等法院は6月8日、首謀内乱罪などで懲役10年(減刑条例により同5年)の判決を言い渡した。同主席の有罪判決は、台湾当局が台湾独立の動きをすべて容認するわけではないことを示す意図があったとみられる。

●国家安全法の改正 立法院は7月7日、動員戡乱(反乱鎮定)時期国家安全法改正案を採択した。これは、国民党と民進党の協議に基づいて改正されたものであるが、次の点がとくに注目された。人民の集会結社は共産主義もしくは国土の分裂を主張してはならないと明文規定し、かつ但し書きに暴力で脅迫したと認定できる事実がなければ、現在海外に居住している者の入国を制限してはならないとの条文を追加している点である。これを受けて、吳伯雄内政部長は同日、海外在住政府批判派の入国制限緩和政策をとる、と発表した。同部長はまた、入国制限者の氏名を明らかにすることを拒否しながらも、現在海外在住の台湾出身者反体制派で入国制限を実施しているのは5人(1991年内政部が発表した入国制限リストは282人)であることを表明した。

刑法第100条や国家安全法の改正で、長い間台湾に戻ることができなかった「台湾独立建国連盟日本本部」のメンバーである許世楷前委員長ら15人が、10月15日に台湾に戻った。また、同連盟日本本部の黃昭堂委員長も11月25日に帰台した。なお、1964年に台湾の主体性確立などを主張する「台湾自救宣言」を発表、米国に長期滞在中の彭明敏元台湾大学教授は、91年に逮捕令が解除され、11月1日、22年ぶりに帰台した。

かつて数多くの反乱およびスパイ事件を挙げた台湾省警備総司令部は、動員戡乱時期の関係法令の廃棄に伴い、8月1日に正式に廃止された。その代わりに海岸のパトロール、密輸や密航の取り締りなどを主要任務とする海岸巡防司令部が新しく設立された。

**◎2・28事件の再評価** 行政院は2月22日、1947年の「2・28事件」(台北の露店で闇たばこを売っていた老婦人を、取り締りの専賣局員、警官が殴打したことによる暴動事件)に関する研究報告書を公式に発表した。この報告書は、当局に委託された学者を中心に構成している「2・28事件研究小組」がまとめたもので、当局側の責任を初めて認めたことで注目された。

事件の原因について、研究報告書は、当時の陳儀・台湾省行政長官の施政が不適切であったと断定している。また、陳儀からの武力鎮圧の要請を受けた蒋介石総統は、この事件を「反動暴民」の暴亂と判断した。そして中国大陆から派遣された多くの兵士は、決して台湾人に報復行為をしてはならないという総統の訓示を守らず、多数の罪なき群衆を弾圧した、としている。同事件による死者は、推定で1万8000人から2万8000人とのぼり、死亡が確認された345人のリストが付録文書に載せられている。

李登輝総統は2月24日、台北市内で開かれた「2・28事件記念音楽会」に臨み、出席した約40人の遺族に弔意を述べた。2・28事件の45周年記念日を前にした27日、郝柏村行政院長は同事件の受難家族代表20人を昼食に招き、遺族への補償と正式に謝罪することに努力する意向を表明した。

本省人と外省人の省籍対立は、2・28事件を契機にさらに拡大したが、そのことはその後の台湾社会に微妙な影響を与えてきた。このような制度的な本省人と外省人の区別をなくするために、立法院は6月23日、戸籍に本籍ではなく、出生地だけ明記するよう戸籍法を改める一部改正案を可決した。これにより従来の本籍地登録は7月から廃止された。身分証明書も1996年までに本籍地欄のないものに切り替えられる。

#### ◎両岸関係条例の成立 立法院は7月16日、「台

湾地区と大陸地区的人民関係条例」(两岸關係条例)を可決した。1987年に台湾が中国大陆への親族訪問を解禁して以来、两岸の交流は著しく活発化しているが、同条例は中台間の交流秩序を確立する目的で立案されていたものである。条例は総則、行政、民事、刑事、罰則および付則の6章、96条からなっている。李登輝総統は7月31日、同条例に署名し、公布と施行を命じた。

两岸關係条例の主な内容は次のとおりである。(1)台湾地区と大陸地区の人民往来に関する事務を処理するため、行政院は、対等の原則により、大陸地区的法人・団体またはその他の機構が台湾地区に支部機構を設立することを許可することができる(第6条)、(2)大陸地区人民が台湾地区人民の遺産を相続する場合、1人当たり200万台灣元を越えてはならない、ただし、不動産を相続することはできず、その価額は遺産総額に算入しない(第67条)、(3)大陸地区人民が台湾地区以外の地域で内乱罪・外患罪を犯しても、許可を経て台湾地区に入り、事實を申告するものは、訴追や処罰を免除する(77条)。この条例は中国共産党员の訪台に条件付きで道を開くものである、(4)大陸地区との直接通商・通航について、主管官庁が実施しようとする時は、立法院の決議を経なければならない。もし立法院が1ヵ月以内に決議を行なわない場合は同意とみなす(95条)。つまり将来における「三通」(通郵、通商、通航)実現にも可能性を残した。

中台交流が目立って頻繁になってきたことを背景に、行政院大陸委員会は3月6日、書類の認証および書留書簡遺失問題について中国側と協議することを民間の仲介団体である海峡交流基金会に授権した。同基金会大陸訪問団は、3月23日から中国側の民間仲介団体の海峡两岸関係協会と前述の問題を中心に話し合いを開始した。しかし、中国側の堅持した「一つの中国」と、台湾が主張する「一つの中国、二つの対等的な政治実体」との原則論での隔りが大きかったことで、会談は物別かれとなつた。双方は10月28日に再び香港で協議したが、結局、「一つの中国」の壁を突き破ることができず、話し合いはまたも暗礁に乗りあげた。

總統府の邱進益副秘書長は5月11日、中台間の平和的統一をめざすために、個人的意見として中台双方が「相互不可侵協定」を締結することを提

唱した。これは、統一前の東西ドイツが1972年に調印した基本条約をモデルにしたものであるが、中国は同条約に調印した場合、実質的に「二つの政府」を承認することになるとして、その提唱を拒否した。

1992年において台湾から中国に訪問した旅行者は132万人に達している。行政院大陸委員会は2月29日、従来禁止されていた公立大学の学長および政務官以下の公務員が文化、学術等の活動で訪中することを認めた。海峡交流基金会の陳榮傑秘書長が9月17日、金門島から初めて直接船で対岸のアモイに渡り、中国の不法入境者送還問題で海峡两岸関係協会の鄒哲開秘書長と非公式に会談した。

一方、中国から台湾への親族訪問はこれまで厳しく制限されていたが、大陸開放政策を一元化して、各関係部門の総合的意見を求めるために、9月19日に開かれ「1992年度大陸工作会议」は、台湾住民の一親等および配偶者について1年に1回、2カ月間の台湾訪問を初めて認めることになった。同委員会はすでに中国の新聞記者、科学技術者などの訪台を認めている。中国が1992年7月に発表した出入国者統計によると、91年に中国から台湾を訪れた人数は8532人である。

中台交流が進展するなかで、立法院は7月16日、「金門、馬祖、東沙、南沙地区の安全および補導条例」を可決した。これにより、施行されてきた金門、馬祖島の戦地行政が正式に廃止された。11月6日には金門および馬祖の防衛司令部の現地司令官は、1991年5月に両島に敷かれた臨時戒厳令を7日午前零時を期して解除する、とそれぞれ布告した。地方自治体制に移行する金門県の県長選挙は、93年12月に行なわれる予定である。

## 外交■■

●弾力外交の継続 李登輝総統は8月25日、台湾の外交方針について、今後弾力外交を継続し、国際的支持の獲得と国際活動の拡大を図る必要があると表明した。台湾は1990年1月、ガット(関税貿易一般協定)に「台湾・澎湖・金門・馬祖関税領域」の名称で復帰を申請していたが、92年9月29日に開かれたジュネーブにおけるガット定例理

事会は、台湾の加盟を検討する作業部会を設置することを決定した。台湾はすでにガット加盟に必要な条件をほぼ整えており、加盟承認に大きな支障がないとみられる。このことに関連して、国民党の祝基灑スポーツマンは9月30日、台湾の国連復帰も最終的には単に時間の問題だと述べた。

二重承認を容認する台湾は、6月19日に中国と国交を結んでいるニジェールと18年ぶりに外交関係を再開した。ニジェールでは台湾との復交に対し国内の親中国派などが強硬に抗議したため、復交声明のわずか9日後の28日に一旦この決定を取り消したが、7月3日に再び台湾承認に変更ない旨を台湾側に伝えた。中国は7月30日、ニジェールとの外交関係を中止するとの声明を発表した。

外交の新方式として、台湾は9月24日にバヌアツと国際法の原則に基づいて相互に承認する、と宣言した。これによって、台湾は初めて他国と即時外交関係を持たず、承認し合うことにとどまったのである。台湾は、人的的要因により、当面バヌアツに大使館を設立する考えはない、と言明している。

●韓国との断交 1992年8月の時点で30カ国としか大使を交換していない台湾にとって、韓国は南アフリカ共和国と並ぶ最大の盟友国である。それだけに対中関係の改善を望む韓国の動きを、台湾は注意深く見守ってきたのである。予想される韓国との断交後の関係を模索するために、蔣彦士総統府秘書長は5月6日、李登輝総統の特使として韓国を訪問した。蔣特使は、韓国に中国と台湾の二重承認方式をとるように働きかけたが、結果的には韓国がそれを拒否したと伝えられている。

中韓の正式国交樹立に先立つ8月19日、錢復外交部長は、中韓がすでに国交樹立で原則的に合意したことを見た。同外交部長は8月22日午後、中国と韓国が国交を樹立する日をもって、韓国との国交を断絶し、貿易上の優遇措置も撤廃する、と発表した。中韓両国が外交関係を樹立する共同声明に調印する8月24日から、台湾はアジアにおいて唯一の外交関係をもつ友好国家を失うことになったのである。台韓断交に伴い、9月15日から双方の航空会社各2社が台韓便の運航を停止した。

台韓断交後の新たな関係づくりのため、金在淳元国会議長を団長とする韓国の特使団が9月15日に台北入りした。相互に設置する代表部の名称をめぐって、台湾側があくまで「中華民国」の国号使用を要求したのに対し、韓国側が国号を認めるのは困難と主張したことで、双方の話し合いは不調に終わった。台湾が予想以上に韓国に対し強硬的な姿勢をとっていることから、台韓関係の急速な好転は難しくなっている。

●対日・比関係 1992年は日台断交20周年に当るが、台湾の日本での窓口である亞東關係協会駐日事務所が5月20日に台北駐日経済文化代表処へと名称を変更した。台北を冠したことによって台湾の機関であることをより鮮明にするのが狙いである。12月8日から東京で開かれた東亜経済人会議に出席した台湾工商協進会の辜振甫理事長は9日、通産省に渡部通産相を表敬訪問し、同相の訪台を要請した。日本政府閣僚への訪台要請は、72年の日台断交以後初めてのことである。その背景には台湾が中韓の国交正常化などアジア情勢の変化を踏まえて、日本との交流拡大に向けた働きかけを強めようとしていることがある。

元従軍慰安婦問題は台湾にも存在しているが、郝柏村行政院長は5月4日、訪台中の石橋政嗣元社会党委員長との会談の中で、国交の有無にかかわらず、賠償などの処理に差別があってはならない、と台湾側の考えを示した。10月の天皇訪中について、外交部は10月23日、中国に政治的に利用されることなく、アジア太平洋地区の繁栄のために、日本は台湾ともっと協力すべきだとのコメントを出している。当日、日本の民間機関である交流協会台北事務所に学生ら30人はデモに押しかけ、天皇の謝罪などを求める3項目の要求を職員に手渡したが、これ以外に表立った動きはなかった。

フィリピンのラモス新大統領の登場で、台湾とフィリピンの関係強化が急ピッチで進み始めている。フィリピンのアルカントラ貿易・産業省次官が7月8日、正副大統領、外相、国防相を除いて、これまで禁止していた閣僚を含む政府公務員の台湾公式訪問を解禁すると同時に、台湾政府閣僚の同国公式訪問も受け入れる方針を明らかにした。

この政策転換は、2月28日に台比投資保護協定を調印した際、アキノ前政権がすでに決定していたといわれる。8月3日マニラで開かれた第7回台比経済協力会議に出席した蕭万長経済部長は、フィリピンが中国と国交を樹立した1975年以来、フィリピンを訪問したもっとも高い地位の台湾現職閣僚である。フィリピンは、低迷する経済のテコ入れのために積極的に台湾接近政策を打ち出しているが、台湾は在比スピック米海軍基地が92年末に撤退した後に新設される予定のスピック輸出加工区への企業進出に強い関心をもっている。

●対米関係 ブッシュ米大統領は9月2日、大統領選の遊説先のテキサス州フォートワースで、米ゼネラル・ダイナミック社製のF-16 A/B型戦闘機150機(60億㌦相当)を台湾へ売却することを許可する方針を正式に表明した。アメリカは1982年8月の米中共同コミュニケに基づいて、台湾への武器売却を規制してきたが、冷戦終結に伴うアメリカ国防産業衰退の懸念、台湾空軍の保有するF-5E型、F-104型戦闘機の老朽化などを背景に戦闘機売却を決定したのである。台湾がアメリカの技術協力を得て自主開発を進めていた双発のジェット戦闘機「經國号」は当初99年までに250機生産する計画だったが、アメリカのF-16戦闘機の台湾売却が決定されると、その計画はほぼ半分に削減されることになった。

台湾が2月17日に発表した初の国防白書にあたる「国防報告書」は、依然中国の武力侵攻を想定している。陳履安国防部長は9月3日、アメリカの台湾へのF-16売却決定について、「台湾の防空能力を向上させるもので、地域の安定維持に役立つ」と述べ、同時に、「台米間の重要な政治的局面打開を意味する」と強調した。アメリカはこのほか、7月19日のブッシュ大統領の署名により、対潜攻撃の性能に優れているノックス級フリゲート艦3隻を台湾にリースすることを決定した。

アメリカ大統領選挙で民主党のクリントン候補が勝利したことに対し、錢復外交部長は11月4日、アメリカの「台灣關係法」の忠実な履行を前提に実質交流を拡大し、より高いレベルの接触で双方の関係改善を望むとの声明を発表した。クリントンは、アーカンソー州知事時代に4回台湾を訪れ

ており、台湾の上層部との接触が多い。米台接触の拡大が期待されるなかで、米国通商代表部のヒルズ代表は、第16回米台工商界合同会議に出席するため、11月30日に台湾を訪問した。これは、アメリカが1979年に中国と国交を樹立し、台湾との外交関係を断絶して以来、初のアメリカの閣僚級の訪台となった。ヒルズ代表は、12月2日の李登輝総統との会談のなかで、経済発展への協力を約束、双方の利益のために今後は定期的な話し合いの場が必要だ、と述べた。

◎対歐州関係 台湾がアメリカからF-16の購入を決定した後も、フランスとミラージュ2000-5型戦闘機購入の交渉を続けた。台湾空軍は11月18日、ミラージュ戦闘機の製造元ダッソー・アビアシオン社をはじめとする軍用機、ミサイル製造会社などとの間で、同機60機および同機に常時積載する短・中距離ミサイルの購入契約に調印した。購入価格は総額26億㌦に相当する。これに対する報復措置として、中国は12月23日に広州のフランス総領館を1カ月以内に閉鎖するよう正式に要求した。なお、台湾はミラージュ戦闘機のほかに、フランスのトムソン・CSF社から「ラファイエット」級フリゲート艦16隻(約45億㌦)を購入することで合意していたことが、3月7日の陳履安国防部長の記者会見で公式に確認されている。一方、オランダのマリー・ルペルス首相は2月14日、中国との間に取り決められた1984年の協定に基づき、台湾へのオランダ製潜水艦4隻の売却予定を取り消したと発表した。オランダは81年、潜水艦2隻を台湾に売却したことがある。

台湾は経済力をテコに欧州にも外交攻勢を強めている。蕭万長経済部長は9月16日から1週間ドイツを公式訪問、メレマンへ副首相兼経済相、シュワルツシリング郵政通信相らと会談した。双方の公式閣僚会談がドイツで行なわれたのはこれが初めてである。今回の訪問で、台湾とドイツは経済協力関係を強化することで合意、その一環として企業の二重課税と課税漏れを防止するための租税免除協定の締結を今後の課題として検討することになった。台湾がこうした協定を結んでいるのはシンガポール一国だけである。また、台湾とドイツとの間の直行便の開設も検討された。

欧洲共同体(EC)と台湾の経済貿易会議は、10月22日に初めて台北で開催された。台湾と外交関係を有する国が一つもないEC側は、これまで中国の反発を懸念して開催地を欧洲に限ってきただけに、台湾側は外交上の成果と評価している。台湾の国家建設6ヵ年計画(総額約3000億㌦)への参入を目的に、フランスのジャネニー外国貿易相(1月21日)、オランダのルーア貿易相(4月21日)、ドイツのシュワルツシリング郵政通信相(5月12日)、オーストリアのシュッセル経済相(10月12日)、ドイツのメレマン副首相兼経済相(11月17日)らの閣僚が相次いで台湾を訪問した。

◎対CIS関係 章孝嚴外交部次長は1月20日、ウクライナ、ペラルーシ、ロシアおよびバルト3国を訪問するため、台北を出発した。台湾の次官級の高官がモスクワを訪れるのはこれが初めてである。CISとの関係作りに意欲的な台湾は、ウクライナとは台北、キエフにそれぞれ商務所設置の協定を結んだほか、医薬品などの援助を約束した。ロシアに対しては米10万㌧の緊急援助を行なった際に正式の国名で調印した。台湾のウクライナ救援医薬品(500万㌦相当)を積載した中華航空専用機は、4月7日に台湾機として初めてキエフに到着した。一方、ロシア国有貨物船M-Vアリシャーナヴォイ号は4月23日、台湾の救援米10万㌧のうち1万㌧を積み込むため、基隆港に到着した。ロシア国有船が台湾の港に入港したのは40数年ぶりである。

台湾とラトビアは1月29日、総領事級関係を樹立することで合意した。台湾が2月4日にリガで駐ラトビア総領事館を開設したことに対し、中国は2月25日ラトビア大使館を一時閉鎖する対抗措置をとった。また、章孝嚴外務次官は9月8日、台ロ双方が民間交流機関(台湾側は「台北モスクワ経済文化協調委員会」、ロシア側は「モスクワ台北経済文化協調委員会」)を設置し、その下にビザ発給などの領事機能をもつ準公的代表機関(台湾側は「台北駐モスクワ代表処」、ロシア側は「モスクワ駐台北代表処」)を置くことで正式に合意した、と発表した。今回の合意により、台湾側はモスクワ、ペテルブルグ、ウラジオストクの3カ所に、ロシア側は台北と高雄の2カ所に代表処を開くことになった。し

かし、ロシアのエリツィン大統領は9月15日、「ロシアは中国が一つであるという立場から出発し、台湾とは公式の国家関係は結ばない」と強調して、中国からの批判を避けたいとのロシア側の姿勢を示した。

ラトビアのゴドマニス首相を団長とする台湾訪問団が9月13日台北に到着、滞在中に投資保護協定などを締結した。その後、台湾を訪問したロシアのロボフ大統領専門家評議会議長を団長とするモスクワ台北経済文化協調委員会代表団は9月22日、台湾と航空、観光覚書および貿易・投資・文化科学研究協力強化趣意書に調印した。また、アゼルバイジャンのアバソフ第一副首相が9月24日、経済協力を要請するため訪台した。台湾側では経済部の江丙坤政務次長を団長とする経済貿易訪問団が5月22日からロシア、ラトビアなど4カ国を訪問したが、ロシア、ウクライナ、ベラルーシのCIS3カ国と互恵の原則に基づき、相互に最惠国関税および関連特恵措置を適用することに合意した。

行政院国家科学委員会は3月18日、台北でロシア科学技術省との間で初の科学技術協力協定に調印した。また、ロシア科学アカデミー極東支部と台湾による初の海洋資源探査が、7月に約1カ月にわたり行なわれた。

**◎その他** 1992年にニカラグアのチャモロ大統領(3月3日)、中央アフリカのコリンバ大統領(5月11日)、海外亡命中のハイチのアリストイド大統領(8月11日)、ニジェールのシエフー首相(8月25日)、グアテマラのセラノ大統領(8月29日)ら元首が台湾を訪れた。また、カナダのウィルソン国際貿易・産業科学技術相が9月2日、中国政府に配慮して個人の資格で訪台したが、カナダ閣僚の台湾訪問は、同国が台湾と断交した70年以来初めてのことである。

錢復外交部長は2月28日、北朝鮮は残り少ない共産国一つであり、台湾は北朝鮮といかなる関係を樹立するつもりもない、と述べた。しかし、8月の中韓国交樹立以降、同外交部長は10月6日、北朝鮮と外交関係がなくても、台湾は北朝鮮との貿易拡大につながるいかなる機会も逃さない、すなわち、外交関係がないというだけで経済関係を

拒むことはしないとの考えを表明した。北朝鮮の企業である金剛山国際貿易開発社は、10月15日に台北に事務所を開設した。

このほか、台湾とベトナムは6月30日、台湾はハノイとホーチミン市、ベトナムは台北と高雄にそれぞれ代表事務所を開設することに同意した。台北とホーチミン市を結ぶ直行便が9月6日、1年ぶりに再開された。

## 経 済

**●成長率の下方修正** 行政院主計処は、5月の時点で経済成長率を予測値の6.76%から6.9%と小幅に上方修正したが、その後8月に6.42%、11月に6.11%と2度にわたって下方修正した。先進国の景気低迷、輸出および軽工業の伸び悩み、公共建設の遅れなどの要因により、1992年の経済成長率は最終的には6.06%にとどまった。四半期別の経済成長率は、第1四半期が6.09%，第2四半期が6.28%，第3四半期が5.16%，第4四半期が5.97%と、下半期に減速傾向を示している。なお、92年のGNPは名目価格で2110億㌦、1人当たりGNPは1万215㌦となり、初めて1万㌦の大台を超えた。

経済成長率はそれほど高くないが、1992年の民間投資は対前年比18.6%増と過去の4年間の最高を記録した。これは、国家建設6カ年計画の推進による設備投資意欲の高まりを反映しているほか、多くの投資は工業ではなくサービス業に集中しているからである。92年の工業生産指数は、前年比3.02%増と前年の7.32%増から大幅に減退した。92年の失業率は1.51%であるが、行政院主計処によれば、同年の潜在失業率は21.4%にも達している。

**●貿易黒字の減少** 1992年の対外貿易総額は、前年比10.4%増の1534億8000万㌦と史上最高を記録した。内訳をみると、輸出はアメリカや日本など主要海外市場の需要低迷により、前年比7%増の814億8000万㌦にとどまった。これに対して、輸入は3000億㌦に上る国家建設6カ年計画のための原材料・設備購入や国内消費支出の増加などの内需の拡大により、同14.5%増の720億㌦に達し

た。その結果、92年の貿易黒字は、前年比28.8%減の94億8000万<sup>フ</sup>にとどまり、84年以来8年ぶりの100億<sup>フ</sup>台割れとなった。

1992年の対日貿易赤字は前年比32.7%増の129億4000万<sup>フ</sup>(対日貿易は、輸出が前年比3.1%減の89億1000万<sup>フ</sup>、輸入が同15.3%増の218億5000万<sup>フ</sup>)で、対米黒字78億<sup>フ</sup>(対米貿易は、輸入が前年比11.7%増の157億7000万<sup>フ</sup>、輸出が同5.6%増の235億7000万<sup>フ</sup>)に比べると、対日貿易不均衡の突出ぶりが目立っている。対日貿易赤字の拡大を懸念する台湾は、対日貿易戦略の再検討を迫まられている。

しかし、中国との経済交流拡大で、台湾の貿易構造は大陸を加えた新しい連環を形成しつつある。対香港あるいは香港経由の対中間接貿易で生じた1992年の対香港貿易黒字136億4000万<sup>フ</sup>は対米黒字を大きく上回っている。対香港輸出の背後には中国市場の存在があり、これがなければ、台湾の対外貿易は赤字に転落する可能性がある。台湾が相次いで対中経済交流の規制緩和策を打ち出していることもあって、92年の香港を経由した中国との間接貿易額は、74億<sup>フ</sup>と前年比で27.9%も増加した。台湾の対中輸出が合成繊維、機械設備、電機・電子部品などを中心に62億8000万<sup>フ</sup>に達したが、対中輸入は漢方薬、羽毛などが主体でわずかに11億2000万<sup>フ</sup>だけである。

●対外投資と資本導入 賃金・土地価格の高騰、労働力不足、環境意識の高まりなどによる投資環境の悪化で、多くの台湾企業が対外投資を行なってきたが、1992年に台湾の対外投資(対中投資は含まず)は、前年比46.4%減の8億8700万<sup>フ</sup>と大幅に減少した。87年以降、拡大を続けてきた台湾の対外投資は、ここにきて初めて落ち込んだのである。地域別では、対東南アジア投資は前年に比べると58.9%も減少した。その原因是、投資先として東南アジアよりも中国大陸が選好されたことにあるとみられる。アメリカ向けの投資も減少しており、1億9300万<sup>フ</sup>と前年を35.2%下回った。

台湾の投資審議委員会の統計によると、1992年の第3国経由の対中間接投資は2億4000万<sup>フ</sup>で、前年に比べると13.8%も増加した。一方、中国側の統計では、同年の台湾から中国への投資は、53億4300万<sup>フ</sup>と前年比284%の増加となり、香港・

マカオに次いで2位であった。両者の統計上のギャップは、主に税金逃れのために、台湾当局に登録義務を果たさずに中国に投資する台湾企業が多く存在していたことによるものと思われる。対中投資規制を緩和する措置として、行政院大陸委員会は12月28日、台湾企業の対中投資金額が100万<sup>フ</sup>以下の場合、台湾以外の地域にわざわざ子会社または新しい会社を設立しなくても、第3国経由で送金すればよいとのことを承認した。だが、台湾プラスチックが中国と交渉を進めてきた福建省廈門経済特区海滄地区に石油化学コンビナートを建設する計画について、王永慶会長が11月23日、輸出比率などの問題をめぐって中国側と妥協できず、新たに長江沿岸に投資を行なう計画を発表したことにより示されているように、台湾企業の対中投資には困難な一面も存在する。

1992年の外国人・華僑の台湾への投資金額は、14億6100万<sup>フ</sup>(許可ベース)と前年を17.8%下回った。これは、89年をピークとして3年連続の減少である。一部金融保険業ならびにサービス業の投資は増えたが、賃金上昇など投資環境の悪化で製造業が引き続き振るわなかった。地域別では、日本が前年比20.6%減の4億1700万<sup>フ</sup>だったが、アメリカも同68.7%減の1億8400万<sup>フ</sup>と急減した。

●金融・財政 これまで台湾マネーの源泉である貿易黒字の拡大が外貨準備の累増をもたらしたが、1992年に貿易黒字の縮小や海外への資本流出の増加などにより、外貨準備高は9月に史上最高の895億<sup>フ</sup>を記録したあと、10月から漸減傾向を示し、12月末には823億<sup>フ</sup>となった。91年12月末の824億<sup>フ</sup>に比べるとほぼ同水準である。多額の外貨準備高を活用するため、中央銀行は2月18日以降、100億<sup>フ</sup>を(1)公営・民営企業の海外投資、(2)国家建設6カ年計画の公共建設投資、(3)10大新興工業投資などの重要投資案件に融資することを決定した。

台湾元の対米ドル為替レートは、7月9日に24.507元対1<sup>フ</sup>に切り上がり、外為市場成立以来の最高値を記録したが、その後、貿易黒字が縮小したことや民間の対外投資による資金の流出などの要因により、台湾元切り上げの圧力が緩和され、12月末には25.43元対1<sup>フ</sup>に下がった。4月29日に

米包括通商法スペシャル301条に基づき、「優先交渉国・地域」に指定された台湾は、アメリカから知的所有権の保護の改善を求められたり、5月12日には為替レートを操作したのではないかとの疑惑を受けるなどの圧力を受けた。アメリカの報復措置を回避するため、李登輝総統は6月10日、外国人著作権者の保護などを盛り込んだ改正著作権法を公布した。

中央銀行は1月8日、公定歩合を0.357%引き下げた。これは、台湾内外の銀行利率差を縮小し、台湾元切り上げの圧力を緩和するためである。しかし、物価の安定を優先的に考慮する必要性から、5月9日には1989年8月以来はじめて公定歩合が0.25%引き上げられた。だが、下半期にみられた輸出の伸び悩みに投資意欲の活性化が必要と判断した中央銀行は、10月3日に再び公定歩合を0.5%引き下げて5.625%とした。

金融市场の自由化、国際化の一環として、行政院は4月30日、43年ぶりに金の輸出を解禁した。財政部は7月31日、金の輸出入を8月1日以降一般商品並みに自由化するが、金の輸出量が一定数量である場合は、輸出許可証が必要である、と発表した。金の自由化措置により、1992年の金の輸入量は、前年比63%増の181億に増大した。また、外国為替の自由化の措置として、中央銀行は10月9日、1人当たりの海外からの、または海外向けの送金上限額をともに年間300万ドルから500万ドルに引き上げた。

1991年6月に財政部によって新設を許可された商業銀行15行は、91年12月末から92年4月までに次々に開業した。新銀行はすでに開業している台湾資本の銀行数とほぼ同じで、金融界はまさに銀行戦国時代に入ったといえよう。財政部は4月1日、第2次民間新銀行設立開放に1社しか申請しなかった安泰銀行の開業を認可した。

生命保険会社と損害保険会社の新規設立も、6月3日に29年ぶりに解禁された。受理期間は12月3日までの6カ月間である。新しい生損保には外資系企業の資本参加も認めており、4月に公布した新保険法で内政部は、外資系企業による合計出資比率を49%に制限している。外資系企業1社当たりの出資比率上限は30%となっている。台湾当局は、1980年代にアメリカの圧力に対応するため、

米系生損保年間各3社の支店開設を認めている。

1992年の国際収支は、12年ぶりに6億3900万ドルの赤字が生じた。経常収支が78億ドルと黒字幅の縮小(貿易黒字減、貿易外赤字増)がみられたのに対し、資本収支の流出超過特徴から約85億ドルの赤字となったのである。93年の国際収支は、新たに戦闘機購入代金の支払という要因に影響されるものと思われる。

立法院は4月10日、1950年に修正公布したけれども、いまだに実施されたことのない「国产たばこ・酒類税条例」の廃止を可決した。同時に現行のたばこ・酒の專売制を規定する「台湾省内たばこ・酒類專賣暫行条例」を3年以内に廃止するよう行政院に要求する決議を採択した。現行の專賣制のもとでは專売利益が年間500億~600億元に達していたが、專賣制の廃止により今後この分の国庫上納金が減少することになる。

なお、土地投機を防止するため、土地增值税の徵収を現行の公示土地価格から実勢価格課税方式に改正する構想を発表した王建煊財政部長は、内政部を初め台湾省議会などの強い反対に会い、10月7日に辞職した。後任に中国国際商業銀行の白培英会長が10月21日に就任した。

◎証券市場の低迷 1992年の株式市場は、台湾経済成長の鈍化、政治抗争、市場からの資金流出、投資家の先行き不安心理などの要因により、引き続き低調に推移した。年初4,612.97ポイントでスタートした株価指数は、1月30日には5391.63ポイントとなり、7月23日には4000ポイントを割り込んだ。9月16日から3日間、これまで最大規模の92億元に及ぶ債務不履行事件(華隆グループの総帥である翁大銘が9月10日、株式スキャンドルにからんで逮捕され、関係する投資家の資金手当ができなくなったためとみられる)が発生すると、投資家の見送り気分が一層強まり、9月21日には3481.90ポイント、12月29日にはさらに3370.06ポイント(前年未比26.6%下落)と低迷ぶりを示した。92年の証券総取引額は、6兆2800億元と前年に比べると39.1%も減少した。株式市場の低迷から、公企業の株売り出しが不調となり、民営化政策の実行が困難に直面している。

財政部証券管理委員会は5月28日、11証券投

資信託会社の設立を許可し、これまでの4社体制(1983年に設立)から自由競争に伴う質的向上が期待されている。このほか、立法院は、6月19日に海外先物取引法を採択した。これは、台湾に直接先物取引市場を開設するものではなく、証券管理委員会の許可を受けた先物仲買人が海外の先物取引所で取引を行なうのである。先物取引きの開放は、台湾企業にリスクのヘッジおよびキャピタルゲイン獲得の合法的手段を供与することができる。海外先物取引法は93年から施行されることになっているが、将来は台湾内の国債先物、株価指数先物を台湾証券取引所を通じて開放することも考えられる。

**●物価** 1992年の消費者物価指数は、対前年比4.5%上昇と92年以降の最高を記録した。前年同月比でみると、9月の7.4%を最高に、4月と5月はともに6.1%となった。経済建設委員会の目標3.5%を下回ったのは、8月(2.7%)と11月(3.1%)のみである。上昇要因として、主に食料品とサービス業の料金が上昇したほか、台湾元高や関税率引き下げの還元が進んでいない、民間および政府消費を含む国民消費支出の増大(3兆8000億元、GNPの72%)などを挙げることができる。一方、関税率の引き下げ、原油、石油化学原料、綿花などの国際市況の下落などにより、92年の卸売物価指数は、前年比で3.1%下落となった。

**●増加する外国人労働者** 行政院労工委員会は8月4日、第2次外国人労働者導入許可数を拡大して3万2000人とし、開放する業種は68業種とする、と発表した。外国人労働者の導入が認められる産業区分は、(1)重要な輸出産業、(2)産業発展と重要な関連性をもつ産業、(3)労働条件が厳しくしかも深刻な労働力不足問題が存在している産業、となっている。1991年10月の第1次外国人労働者導入許可数1万5062人と合わせると、総計4万7062人の外国人労働者の就労が認められたのである。

労工委員会はまた、8月17日に外国人メイド7000人の導入を申請順に認可すると発表した。認可基準には、夫婦共稼ぎで12歳未満の子供が同居していること、70歳以上の父母や祖父母が同居していること、70歳以上の老人を世話する人がいな

いこと、などの資格制度が設けられている。それに1世帯につき1人までという制限が課されている。

外国人労働者を保護するとともに、外国人労働者を取り締まる法的根拠にもなっている就業サービス法は、4月17日に立法院を通過した。それによると、外国人の不法就労者を雇用した雇用主に対し、最高3年以下の懲役、30万元以下の罰金を科することができる。中国大陆労働者については、7月に施行した両岸関係条例によれば、台湾内での労働者募集を十分に行なうことを条件に、1年間に限って認められるが、雇主と仕事を変えてはならない、とされている。

**●1993年の展望** 行政院は12月24日、経済建設委員会が提出した「93年国家建設計画」を承認した。それによると、安定成長維持の原則のもとに、経済成長率の目標は7%で、産業別の目標としては、サービス業が8.3%、工業と製造業がともに6.5%、農業がゼロ成長となっている。また、消費者物価上昇率は3.5%、1人当たりGNPは1万1000元、それぞれ設定された。貿易出超目標については、100億ドル以下とするとしている。そして経済成長の維持を図るため、国民住宅9000戸の建設、地域金融センターおよび西太平洋交通センター設立の推進、第2高速道路、都市区の大衆快速輸送系統などの建設を中心とした公共投資の強化、などの方策をとっている。しかし、輸出および製造業の伸び悩み、財政赤字による公共投資の緊縮などのマイナス要因が依然強く働いていることを考慮すると、1993年の経済成長率は6%前後にとどまる見通しである。

1993年の経済成長の規定要因の一つである対中経済関係は、台湾当局が民間交流の段階的規制緩和に踏み切っていることから、経済を軸とする双方の交流が今後も拡大していくものと思われる。台湾当局は、高まる対中経済依存を警戒しながらも、大陸における台湾の投資保障問題の解決などの大陸進出への基盤整備を強化している。中国は台湾の将来の経済発展を左右する最も重要な要素の一つであるという認識が最近、台湾内部で急速に高まっていることを見逃してはならないだろう。

(中国問題専門家)

# 重要日誌 台湾 1992年

**1月8日** ↪中央銀行、公定歩合を6.25%から5.875%に引き下げる、と発表。

**10日** ↪台灣高等法院台中分院、台灣建国運動組織メンバーの林永生、江蓋世、許竜俊、鄒武鑑に対し、反乱罪で3年6月、3年、2年6月、2年の有期刑を判決。

**11日** ↪錢復外交部長、ソ連解体後の CIS 各国に出先機関設置に全力を挙げるとの方針を表明。

**14日** ↪陳履安国防部長、米国が台湾にパトリオット・ミサイルの部品を売却することに同意したとの『ロサンゼルスタイム』紙の報道について、論評を拒否。

**18日** ↪立法院の劉松藩院長、沈世雄副院長が就任。

**24日** ↪内政部入出境管理局、中国大陆住民の病気見舞や葬儀参列に関する規定を緩和。

**27日** ↪行政院公平交易委員会成立。

**28日** ↪中央銀行の謝森中総裁、台湾は東南アジア中央銀行総裁会議の10番目の正式会員となった、と述べる。

**29日** ↪台湾とラトビア、総領事級関係を樹立。

**2月14日** ↪オランダ外務省、総額15億㌦の潜水艦4隻を台湾に売却することを拒否する、と正式に決定。

**17日** ↪国防部、初の国防白書に当たる「国防報告書」を公表。

**18日** ↪米國の大統領輸出諮問委員会のドラン副委員長を団長とする経済代表団一行18名、訪台。

↪中央銀行、外貨準備高のうち100億㌦を6カ年国家建設計画などの投資への外貨融資にも利用すると決定。

**21日** ↪長榮航空、交通銀行を幹事行とする台湾内の主要銀行と合計10億5000余万㌦の融資契約に調印。

**22日** ↪行政院、学術界に委託した40余万字に及ぶ「2・28事件」に関する調査報告を正式に公表。

**23日** ↪民進党など在野勢力、台湾名義で国連加盟、總統直接選挙の実施などを政府当局に要求するため、台中市で約4万人を集めてデモを行なう。

**28日** ↪台湾とフィリピン、投資保護協定に調印。

↪錢復外交部長、台湾は北朝鮮といかなる関係も樹立するつもりはない、と述べる。

**3月3日** ↪ニカラグアのチャモロ大統領、訪台。

**4日** ↪米国政府、1992会計年度の対台湾兵器売却予定期額は4.85億㌦、93年度は4.8億㌦、と発表。

**5日** ↪民進党と無党派国民大会代表、「總統直選連盟」を結成する、と発表。

**6日** ↪行政院大陸委員会、書類の認証および書留書簡遺失問題について、中国大陆側と協議することを海峡交流基金会に授權。

**14日** ↪国民党第13期3中全会、台北市郊外の陽明山・

中山樓で3日間の日程で開催。

**19日** ↪経済部、中国大陆に対する間接投資認可品目に58品目を追加。全部で3737品目に達する。

**27日** ↪交通部民航局、ブルガリアの航空局と台北で航空権取り決めに調印。

**4月1日** ↪財政部、第2次民間新銀行設立開放にあたって安泰銀行の申請のみを認可。

**10日** ↪立法院、たばこ・酒専売制を95年までに廃止するよう行政院に要求する決議を採択。

**13日** ↪第8回環太平洋原子力会議、台北で開催。

**14日** ↪陳履安国防部長、93年度の国防予算は2700億元で、総予算の25%以下となった、と述べる。

**26日** ↪台湾、パナマと投資保証協定に調印。

**29日** ↪米通商代表部、台湾を88年包括通商法スペシャル301条の優先交渉国に特定。

↪蕭万長経済部長、官民合弁の台翔公司と米マクドナル・ダグラス社の合弁について、政府は直接投資しないが、相談に乗り協力を行なうと言明。

**30日** ↪行政院、金の貿易自由化を決定。

**5月6日** ↪蔣彦士總統府秘書長を団長とする代表団一行9名、李登輝總統の特使として韓国を訪問。

**9日** ↪中央銀行、公定歩合を5.875%から6.125%に引き上げる、と発表。

**10日** ↪邱進益總統府副秘書長、中台両岸の相互不可侵協定の締結を提唱。

**11日** ↪中央アフリカ共和国のコリンバ大統領、訪台。(~16日)

**15日** ↪立法院、内乱罪構成の要件は、暴力と脅迫によるものにのみ適用する刑法第100条の修正案を採択。

**20日** ↪亞東関係協会東京弁事処、台北駐日経済文化代表處に改称。

**27日** ↪3月20日から開かれた第2期国民大会臨時会議、總統の任期を4年とするなど8条(第11条から第18条)からなる憲法改正案を採択。30日閉会。

**6月3日** ↪立法院予算委員会、第4原発予算の凍結解除案を採択。

↪財政部、新規設立保険会社の申請受け付けを開始。

**8日** ↪台灣高等法院、「台灣独立連盟」の張燦鑑主席に対し、首謀内乱罪で懲役10年(減刑5年)を判決。

↪中国の張存浩ら科学者7名、香港経由で訪台。

**10日** ↪李登輝總統、改正著作権法を公布。

**16日** ↪外交部、日本のPKO法案採択に関心を表明。

**19日** ↪台湾とニジェール、台北で18年ぶりに外交関係を回復する共同声明を発表。

ト立法院、本国人の海外先物取引を認める法案を採択。  
**30日** ト台湾、ベトナムと投資保証協定に調印。

**7月2日** ト経済部の報告によると、海外経済協力発展基金設立以来、この3年6カ月に台湾が行なった対外借款供与は11件で、合計1億3830万㌦に達した。

**3日** ト第7回台比経済協力会議、マニラで開催。フィリピンのラモス大統領が主要閣僚とともに出席。

**7日** ト立法院、暴力と関連しない海外在住政府批判派の入国を認める国家安全法改正案を可決。

**8日** ト李登輝国民党主席、許信良民進党主席を団長とする民進党訪米団と会見。

**16日** ト立法院、「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」を通過。

**30日** ト行政院大陸委員会、最近中国政府の船が台湾海峡または公海上の台湾船舶に対する取締まり等に警告。

**8月1日** ト警備総司令部、午前零時に廃止。海上の安全確保を任務とする海岸巡防司令部、正式に発足。

ト行政院國家統一委員会全体会議、「一つの中国」の概念につき、「一つの中国、二つの地区、二つの政治実体」とするとの結論に合意。

**4日** ト労工委員会、第2次外国人労働者導入枠を3万2000人まで開放、民間68業種に割り当てると発表。

**13日** トフィリピンのスピック湾開発委員会のゴードン委員長、訪台。

**22日** ト錢復外交部長、朴魯榮韓国駐台湾大使を招き、台湾の韓国との国交断絶に関する正式決定を通告。

ト経済部の江丙坤政務次長を団長とする大型経済貿易訪問団、ロシア連邦、ベラルーシ、ウクライナ、ラトビアを訪問するため、台北を出発。

**25日** トニジェールのシェフー首相、訪台。

**29日** トグアテマラのセラノ大統領、訪台。

**9月2日** トブッシュ米大統領、テキサス州フォートワースで、F16戦闘機150機の台湾への売却を正式に表明。

**6日** ト台湾一ベトナム航空路線、運航を再開。

**7日** ト錢復外交部長と中米7カ国の外相による第1回中米諸国と台湾の外相の協力合同会議、台北で開催。

**13日** トラトビアのグドマニス首相、訪台。

**15日** ト台湾一韓国間の台韓航空機運航暫定的に中止。

ト韓国の特使団(団長・金在淳元国会議長)、断交後の台韓関係を協議するため、台北に到着。

**22日** ト台湾とロシア、台北で航空観光覚書および貿易投資文化科学研究協力強化趣意書に調印。

**23日** ト外交部、韓国がソウルにある「中華民国大使館」の財産権を中国に引き渡したことに対する抗議。

**24日** ト台湾とバヌアツ、双方は国際法の原則に基づいて相互に承認するとの共同声明を発表。

**26日** ト中央銀行の謝森中総裁、台湾は不当な輸出競争力を得るために台湾元相場を操作しているとのマルフォード米財務次官の最近の発言を否定。

**29日** トGATT定例理事会、台湾の加盟申請を討議するための作業部会を設置することを決定。

**30日** ト台湾の外貨準備高、史上最高の895億㌦。

**10月4日** ト中央銀行、公定歩合を6.125%から5.625%に引き下げる、と発表。

**9日** ト中央銀行、海外向けおよび海外からの1人当たりの年間送金額をともに300万㌦から500万㌦に引き上げることを実施。

**15日** ト台湾独立建国連盟日本本部の許世楷前委員長ら15名、台北入り。

ト北朝鮮の民間経済団体の「金剛山国際グループ」、台北に代表事務所を開設。

**19日** ト王建煊財政部長が辞職。後任の白培英中国国際商業銀行董事長(会長)が10月23日に就任。

**20日** トアジア開発銀行、台北で3400万㌦相当の債券を発行。

**11月1日** ト1960年代前半から台湾独立を主張、米国に長期滞在の彭明敏・元台湾大学教授、22年ぶりに帰台。

**6月** ト台湾工業総会とインドネシア商会、台北で「バタム島免税特区共同開発」覚書に調印。

**7日** ト金門・馬祖防衛司令部、午前零時から臨時戒厳令を解除、地方自治を実施する、と発表。

**23日** ト台湾プラスチック企業集団の王永慶会長、中国側と進めてきた福建アモイ経済特区滄海地区に建設する石油化学プロジェクトについて、輸出比率を巡って中国側と対立したことなどから、実現が困難と述べる。

**28日** ト行政院大陸委員会の黃昆輝主任委員、台湾の対香港・マカオ政策は、97年の香港の中国への返還に影響されない、と述べる。

**30日** トヒルズ米通商代表部代表、第16回米台工商会共同会議出席のため、訪台。

**12月3日** ト内政部、南海政策綱領を決定。

**9日** ト第20回東亜経済人会議、東京で開催。辜振甫台湾工商協進会理事長、通産省に渡部通産相を訪問。

**19日** ト第2期立法委員選挙、投票が行なわれる。投票率72.02%，得票率は国民党が61.6%，民進党が36.1%。

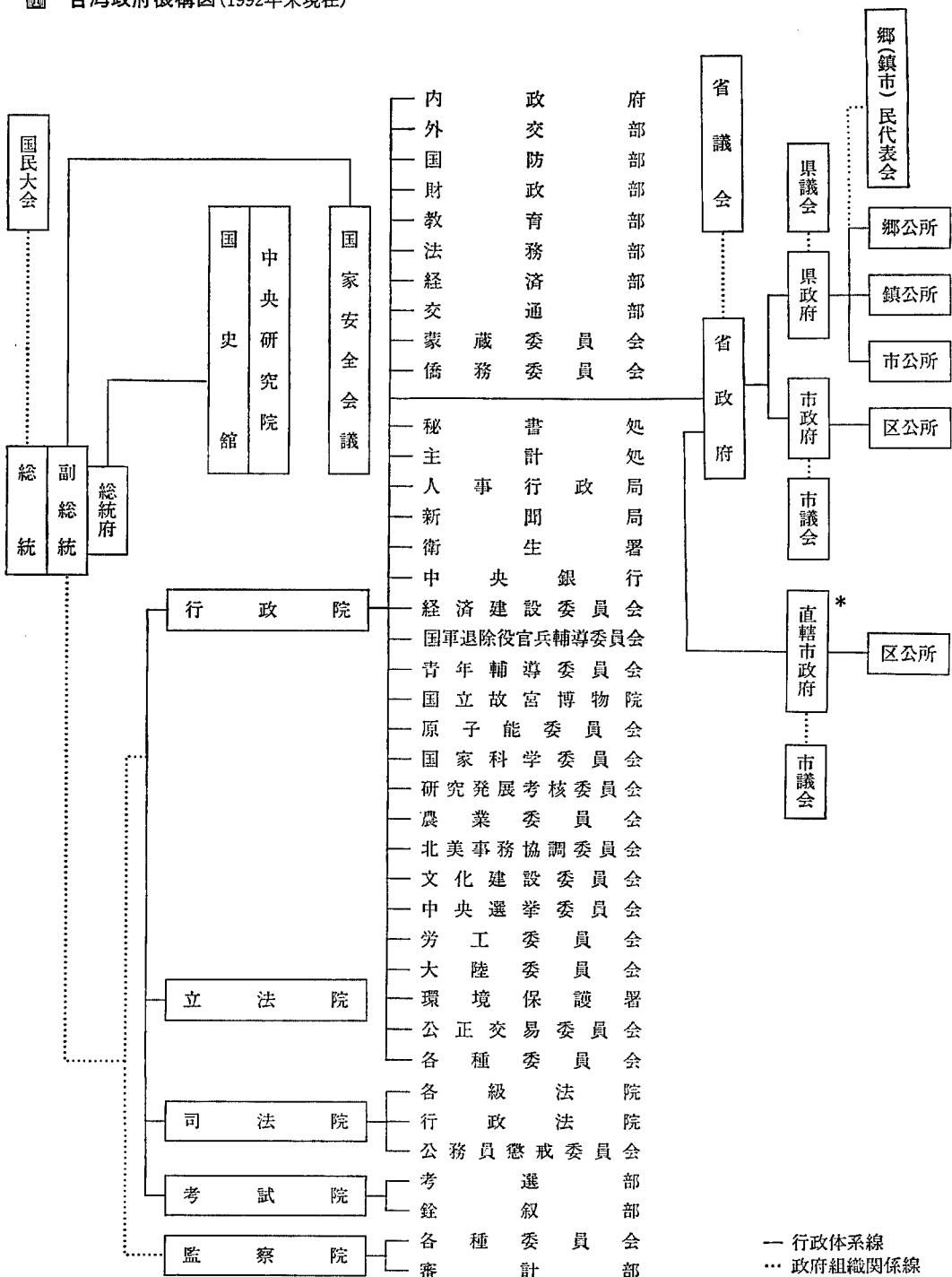
**25日** ト第2期国民大会第2回臨時会議、台北市陽明山・中山楼で開催。

**27日** ト経済部の江丙坤政務次長、台湾の92年の1人当たりGNPが1万196㌦と初めて1万㌦を超えるとの見通しを示した。

**28日** ト行政院大陸委員会、台湾企業の対中投資が100万㌦未満の場合の投資規制を緩和。

# 参考資料 台湾 1992年

■ 台湾政府機構図(1992年末現在)



\* 1967年台北市が、1979年高雄市が省轄市からそれぞれ行政院直轄市に昇格した。  
行政院直轄市政府は省政府と同格。

— 行政体系線  
… 政府組織関係線

**2 郝柏村内閣名簿**

(1992年12月31日現在)

行政院長	郝柏村(江蘇・鹽城県出身, 73歳)
副院長	施啓揚(台灣・台中県出身, 57歳)
政務委員	黃昆輝(台灣・雲林県出身, 56歳)
政務委員	郭南宏(台灣・台南県出身, 56歳)
政務委員	王昭明(福建・福州市出身, 72歳)
政務委員	郭婉容(台灣・台南県出身, 62歳)
政務委員	高銘輝(台灣・台北県出身, 61歳)
政務委員	黃石城(台灣・彰化県出身, 57歳)
内政部長	吳伯雄(台灣・桃園県出身, 53歳)
外交部長	錢復(浙江・杭州市出身, 57歳)
国防部長	陳履安(浙江・青田県出身, 55歳)
财政部長	白培英(河北・藁城県出身, 63歳)
教育部長	毛高文(浙江・奉化県出身, 56歳)
法務部長	呂有文(四川・江津県出身, 66歳)
経済部長	蕭萬長(台灣・嘉義県出身, 53歳)
交通部長	簡又新(台灣・桃園県出身, 46歳)
蒙藏委員長	吳化鵬(モンゴル出身, 69歳)
僑務委員長	曾廣順(廣東・海豐県出身, 67歳)

(注) (1) 郝柏村内閣は1990年6月1日発足。

(2) 王昭明政務委員は行政院秘書長を兼任。また、郭婉容政務委員は経済建設委員会主任委員を兼任。

(3) 王建煊財政部長は10月19日辞職、後任に白培英が10月23日就任。

**3 国民党第13期中央常務委員(31名)**

(1990年6月15日、国民党第13期2中全会で選出)

	年齢	出身		年齢	出身
謝東閔	84	台灣	施啓揚	57	台灣
李國鼎	82	江蘇	鄭為元	79	安徽
倪文亞	88	浙江	毛高文	56	浙江
俞國華	79	浙江	許歷農	71	安徽
李煥	75	湖北	辜振甫	74	台灣
沈昌煥	79	江蘇	高育仁	58	台灣
林洋港	65	台灣	許水德	61	台灣
邱創煥	67	台灣	張建邦	63	台灣
黃尊秋	69	台灣	趙自齊	77	熱河
郝伯村	73	江蘇	曾廣順	68	廣東
何宜武	80	福建	郭婉容*	62	台灣
宋楚瑜	50	湖南	蘇南成	56	台灣
吳伯雄	53	台灣	陳田錨	63	台灣
錢復	57	浙江	許勝發	67	台灣
陳履安	55	浙江	謝深山	53	台灣
連戰	56	台灣			

(注) (1) 1992年3月15日の国民党3中全会で全員が再任。

(2) \*は女性。

**1 台湾地区と大陸地区人民関係条例**

(1992年7月16日、立法院で可決。7月30日、総統公布)

**第1章 総則**

第1条 国家が統一する前、台湾地区の安全と民衆の福祉を確保し、台湾地区と大陸地区の人民の往来を規制するとともに、派生する法律事件を処理するため、とくに本条例を制定する。本条例に規定されていないものは、他の関連法令の規定を適用する。

第2条 本条例の用語については次のように定義する。

1. 台湾地区 台湾・澎湖・金門・馬祖および政府統治権の及ぶその他の地区を指す。
2. 大陸地区 台湾地区以外の中華民国領土を指す。
3. 台湾地区人民 台湾地区に戸籍を設けている人民を指す。
4. 大陸地区人民 大陸地区に戸籍を設けている、または台湾地区人民が大陸地区に継続して4年以上居住している人民を指す。

第3条 本条例の大陸地区人民に関する規定は、大陸地人民で国外に居住する者については、これを適用する。

第4条 行政院は、機構を設立または指定し、または民間団体に委託し、台湾地区と大陸地区の人民往来に関する事務を処理することができる。

前項の受託民間団体の監督は、法律をもってこれを定める。

第1項の事務処理委託の方法は、行政院がこれを定める。

公務員が第1項の機構または民間団体に転任する場合、当該機構または団体における勤務の勤続年数は、公職に復帰する時、公務員勤続年数に計算することができる。本条例施行前に転任した場合も同じ。

前項勤続年数計算方法は、考試院と行政院が合同でこれを定める。

第5条 前条規定に従い設立または指定された機構または委託を受けた民間団体は、主管機関の許可を経ない限り、大陸地区法人・団体またはその他の機構といかな形式の協議も取り決めることはできない。

前項の協議は主管機関の審査許可を経なければ、効力を生じない。

**第6条** 台湾地区と大陸地区の人民往来関連の事務を処理するため、行政院は対等の原則により、大陸地区的法人・団体またはその他の機構が台湾地区に分・支機構を設立することを許可することができる。

前項の設立許可事項は、法律をもってこれを定める。

**第7条** 大陸地区で作成した文書で、行政院が設立または指定した機構または委託の民間団体の検証を経たものは、正規のものであると推定する。

**第8条** 大陸地区で司法文書を送達したり必要な調査をしなければならない場合、司法機関は第4条の機構または民間団体に依頼または委託してこれを行なうことができる。

## 第2章 行政

**第9条** 台湾地区人民が大陸地区に入るには、主管機関に許可を申請しなければならない。

台湾地区人民で大陸地区に入る許可を経た者は、国家安全または利益を妨害する活動に従事してはならない。

第1項の許可方法は、内政部が立案し、行政院に審査決定を申請したあと、これを公布する。

**第10条** 大陸地区人民は主管機関の許可を経ない限り、台湾地区に入ることはできない。

台湾地区入りを許可された大陸地区人民は、許可目的に合致しない活動あるいは工作に従事することはできない。

前2項の許可方法は、関係主管機関が立案し、行政院に審査決定を申請したあと公布する。

**第11条** 大陸地区人民の雇用申請は、まず合理的な労働条件で台湾地区で募集を行ない、その需要を満たすことができない時、はじめて行なうことができる。

台湾地区での労働を許可された大陸地区人民は、被雇用期間が1年を越えてはならず、また雇主と仕事を変えてはならない。大陸地区人民を雇用する際、その労働契約は労働基準法の定期契約関連の規定に従う。

**第12条** 台湾地区での労働を許可された大陸地区人民は、その家族が労働者保険条例の実施地区外で傷病にかかり、出産したり死亡したりした場合、当該事故の保険給付を申請することはできない。

**第13条** 大陸地区人民雇用者は、行政院労工委員会が設けている特別口座に就業安定費を納めなければならない。

前項の納入費基準および管理運用方法は、行政院労工委員会が財政部と合同で立案し、行政院の審査決定を申請したあと、これを公布する。

**第14条** 台湾地区での労働を許可された大陸地区人民は、本条例またはその他の法令の規定に違反した者については、主管機関はその許可を取り消すことができる。

前項の許可取り消しとなった大陸地区人民は、期限内に出境するものとし、期限切れで出境しない場合、第18条规定に従い、その出境を強制する。

前項の規定は、労働契約が中止または終止した時、これを適用する。

**第15条** 下記行為はしてはならない。

1. 大陸地区人民を不法に台湾地区に入れる。
2. 台湾地区人民を許可なく大陸地区に入れる。
3. 大陸地区人民を、未許可または許可目的に合致しない活動に従事させる。
4. 大陸地区人民を雇用して、未許可または許可範囲にない仕事に従事させる。
5. 中間に立って他人を紹介して上記の行為を行なう。

**第16条** 大陸地区人民で下記状況の一つがある者は、台湾地区での定住を申請することができる。

1. 台湾地区人民の直系親族および配偶者で、年齢が70歳以上、12歳以下の者。
2. 1945年以後、兵役関係のため大陸地区に残留した台湾籍軍人およびその配偶者、直系親族、卑親族およびその配偶者。
3. 1949年政府が台湾に移転したあと、作戦または特殊任務執行のため俘虜となった元国軍将兵およびその配偶者、直系親族、卑親族およびその配偶者。
4. 1949年政府が台湾に移転する前、公費で大陸地区に派遣された留学要員およびその配偶者、直系親族、卑親族およびその配偶者。

5. 1949年政府が台湾に移転する前、大陸地区に行つた台湾籍人員、台湾地区に原籍を持ち、かつ直系親族、配偶者または兄弟姉妹を持つ者。

6. 1987年11月1日以前、船舶の故障・海難またはその他不可抗力の事由により大陸地区に残留し、かつ台湾地区に本籍のある漁民または船員。

大陸地区人民は前項第1号規定により、毎年、台湾地区定住申請の定員に制限を与えることができる。

第1項第1号から第6号までの大陸地区人民、その配偶者および直系親族も、台湾地区に定住することを申請できる。

**第17条** 大陸地区人民にして下記状況の一つがある者は、台湾地区での居留を申請することができる。

1. 台湾地区人民の配偶者で、結婚して満2年または子女を生んでいる者。
2. その他、政治・経済・社会・教育科学技術または文化の考慮に基づき、主管機関が確かに必要があると認

めた者。

前項の第1号の状況で、台湾地区の配偶者が1987年11月1日以前に重婚していた者は、申請前に当該再婚配偶者の同意を経なければならない。

大陸地区人民は第1項規定により毎年、台湾地区での居留を申請する類別および定員が制限される。その類別および定員は行政院が立法院の同意を書面申請したあと公告される。

第1項の規定により居留を申請する者は、台湾地区に連続して満2年居住したあと、定住を申請できる。

第1項第1号により居住を許可または前項により定住を許可された大陸地区人民で、共謀して虚偽の結婚をしたと十分に認められる事実がある場合、その居住許可または戸籍登記を取り消すとともに、強制的に出境させる。

大陸地区人民にして滞在期限が切れ、または入境許可を経ていない者には、台湾地区滞在期間、前条および第1項の規定は適用されない。

前条および第1項の定住または居住の許可申請方法は、内政部部会と関係機関が立案し、行政院に審査決定を経た後にこれを公布する。

第18条 台湾地区に入った大陸地区人民で、下記状況の一つのある者は、治安機関が司法手続きの開始または終結を待たずに、直ちにその出境を強制することができる。

1. 入境の許可を経ていない者。
2. 入境の許可を経たが滞在期限が切れている者。
3. 許可目的と合致しない活動に従事した者。
4. 犯罪行為の事実が十分に認められた者。
5. 国家の安全または社会の安定を損なう恐れが事実として認められた者。

前項大陸地区人民は、出境を強制するまで一時、収容しなければならない。

前2項の規定は、本条例施行前に台湾地区に入った大陸地区人民にこれを適用する。

第19条 台湾地区人民で規定に基づき大陸地区人民の入境を保証した者は、被保証人が期限が切れても出境しない時、関係機関がその出境を強制するのに協力・援助するとともに、出境強制により支出される費用を負担するものとする。

前項の費用は、出境を強制する機関が証書コピーと計算書を添えて、保証人に期限内に納入するよう通知しなければならず、期限切れ未納の者は、法院(裁判所)に送検し強制執行する。

第20条 台湾地区人民で下記状況の一つのある者は、強制出境に必要な費用を負担するものとする。

1. 大陸地区人民を不法に入境させた者。

## 2. 大陸地区人民を不法に雇用した者。

3. 雇用した大陸地区人民が第14条第2項または第3項規定により出境を強制された者。

前項の費用は、出境を強制する機関が証書および計算書を添え、負担すべき者に期限内に納入するよう通知し、期限切れ未納の者は、法院に送検し強制執行する。

第21条 大陸地区人民で台湾地区に入ることを許可された者でも、台湾地区に戸籍を設定して満10年となっていなければ、公職立候補者として登記し、軍人・公務員・教育または公営事業機関(構)要員となり、および政党を組織することはできない。

ただし、法律で別に規定のある者は、その規定に従う。

第22条 台湾地区人民と台湾地区定住許可を経た大陸地区人民の、大陸地区において受けた教育の学歴検定および認定方法は、教育部(省)が定め、行政院に審査決定を申請した後これを公布する。

第23条 台湾地区・大陸地区およびその他地区人民・法人・団体またはその他機構は、大陸地区的教育機構のために台湾地区において、新入生募集事務を行なったり、中間での紹介行為に従事してはならない。

第24条 台湾地区人民・法人・団体またはその他機構にして大陸地区源泉所得のある者は、台湾地区源泉所得と併せて所得税を課するものとする。

ただし、大陸地区で納付済みの税額は、納付すべき税額より控除することを認める。

前項控除額は、大陸地区所得を加算したために、その適用税率により計算で増えた納付すべき税額を超えてはならない。

第25条 大陸地区人民・法人・団体またはその他機構で台湾地区源泉所得のある者は、その納付すべき税額はそれぞれ、源泉について控除納付するとともに、控除納付義務者が給付時に規定されている控除納付率に応じて控除納付し、決算申告を行なわなくて済むようにするものとする。

第26条 各種の月割退職給与を受領する退職軍人・公務員・教員および公営事業機関(構)人員で大陸地区にいくことを許可され、また大陸地区に定住を希望する者は、その申請により、もとの決定した退職時の勤務年数および受領する当月の同額を受領することについて、受領すべき一回の退職給与を計算して基準とし、受領済みの月割退職給与を控除し、1回でその残額を支給する。残額のないあるいは残高が1回払いの半分に達しない者は、一律に受領すべき1回の退職給与の半分を支給する。

前項の人員にして台湾地区に扶養する者がいる場合、申請前に当該被扶養者の同意を得るものとする。

第27条 行政院国軍退除役将兵輔導委員会は、援護を

受ける米民(退役兵士)の身の振り方をつけるが、大陸地区に入って定住することを許可された者については、その元來の援護給付は、引き続き支給するものとする。

前項支給方法は、行政院國軍退除役將兵輔導委員会が立案し、行政院に審査決定を申請したあと、これを公布する。

**第28条 中華民国の船舶・民用航空機およびその他の輸送手段は、主管機関の許可がない限り、大陸地区へ航行することはできない。**

前項許可方法は、交通部(省)と関係機関が合同で立案し、行政院に審査決定を申請したあと、これを公布する。

**第29条 大陸の船舶・民用航空機、その他の輸送手段は、主管機関の許可がない限り、台湾地区の制限または禁止水域・台北飛航情報区の制限区域に入ることはできない。**

前項の制限または禁止水域および制限区域は、国防部が公布する。

第1項の許可方法は、交通部と関係機関が合同で立案し、行政院に審査決定を申請したあと、これを公布する。

**第30条 外国船舶・民用航空機およびその他の輸送手段は、台湾地区と大陸地区的港湾・空港間に直接航行することができない。また外国船舶・民間航空機およびその他の輸送手段を利用し、第3地区を経由する台湾地区と大陸地区的港湾・空港間に航行する定期航路業務を經營することもできない。**

前項の船舶・民間航空機およびその他の輸送手段が、大陸地区人民・法人・団体またはその他の機構に貸与・投資または経営される場合、交通部はその台湾地区的港湾・空港への進入を制限または禁止することができる。

第1項の禁止規定は、交通部が必要な時、行政院の審査決定を経て、全部または一部を解除することができる。

**第31条 大陸の民用航空機が台北飛航情報区の進入制限区域に入る許可を経ていない時、防空任務を執行する機関は退出するよう警告したり、または必要な防衛措置を探ることができる。**

**第32条 大陸の船舶が台湾地区的制限または禁止水域に入る許可を経ていない場合、主管機関は直ちにその船舶・物品を退出または抑留し、その人員を留置したり、または必要な防衛処理をなすことができる。**

前項の抑留した船舶・物品、または留置人員は、主管機関が3カ月以内に下記の処分を行なうものとする。

1. 抑留した船舶・物品は没収または返還する。
2. 留置した人員は調査後、関係機関に移送し法により処理し、または強制的に出境させる。

本条例施行前、抑留した大陸の船舶・物品および留置した人員にして主管機関で処理した者は、その処理に従う。

**第33条 台湾地区的人民・法人・団体またはその他機構は、主管機関の許可を経ない限り、大陸地区的法人・団体またはその他機構の構成員となったり、あるいはそのいかなる職務も担当したりしてはならない。また、大陸地区的人民・法人・団体またはその他機構と連合して法人・団体・その他機構を設立したり、連盟を締結したりしてはならない。**

前項の許可方法は、関係主管機構が立案し、行政院の審査決定を申請した後、これを公布する。

本条例施行前、大陸地区的法人・団体またはその他機構の構成員となっていたり、あるいは大陸地区的人民・法人・団体またはその他機構と連合して法人・団体・その他機構を設立したり、連盟を締結したりしている者は、前項の許可方法施行の日より6カ月内に主管機関に許可を申請しなければならず、期限を過ぎても申請せず、または申請が認可されない者は、未許可のものと見なす。

**第34条 台湾地区的人民・法人・団体またはその他機構は、主管機関の許可を経ない限り、台湾地区で大陸地区的物品・労務またはその他の事項のため、広告の輸入・製作・発行・代理・テレビ放送・掲載またはその他の販売促進普及活動に従事することを委託し、受託し、または自分で行なってはならない。**

前項の許可方法は、行政院がこれを定める。

**第35条 台湾地区的人民・法人・団体またはその他の機構は、主管機関の許可を経ない限り、大陸地区で投資または技術協力に従事し、または大陸地区的人民・法人・団体またはその他の機構と貿易またはその他の商業行為に従事してはならない。**

前項の許可方法は、関係主管機構が立案し、行政院の審査決定の後、これを公布する。

本条例の施行前、第1項の投資・技術協力・貿易またはその他の商業行為に従事していることを認可されていない者は、前項の許可方法施行の日より3カ月以内に主管機関に許可を申請しなければならず、期限を過ぎても申請せず、または申請したが未認可の者は、未許可のものと見なす。

**第36条 台湾地区的保険機構およびその台湾地区以外の国家または地区で設立されている分・支機構は、主管機構の許可を経ない限り、大陸地区的法人・団体・その他機構またはその大陸地区以外の国家または地区に設立されている分・支機構と業務上の直接往来を持ってはならない。**

前項の許可方法は、財政部が立案し、行政院に審査決定を申請した後、これを公布する。

**第37条 大陸地区的出版物・映画・ビデオ番組および**

ラジオ・テレビ放送番組は、主管機関の許可を経ない限り、台湾地区に入れたり、あるいは台湾地区で発行・製作または放映してはならない。

前項の許可方法は、行政院新聞局が立案し、行政院に審査決定を申請したあと、これを公布する。

第38条 大陸地区発行の紙幣・証券は、台湾地区に持ち込み・持ち出しつつはならない。ただし、持ち込む時、自発的に税関に申告した者は、持ち出しを許可する。

主管機関は必要な時、方法を制定し、大陸地区発行の紙幣・証券を台湾地区に持ち込み、持ち出すことを許可できる。

前項の許可方法は、財政部が立案し、行政院の審査決定を申請したあと、これを公布する。

第39条 大陸地区の中華骨董物品は、主管機関の許可を経て台湾地区に搬入し、公開陳列・展覧する者は、搬出することができる。

前項以外の大陸地区的文物・芸術品にして法令に違反し、公共秩序または善良な風俗を妨害するものは、主管機関は、その台湾地区での公開陳列・展覧を制限または禁止することができる。

第40条 台湾地区に輸入または携帯して持ち込む大陸地区物品は、輸入と見なす。その検査・検疫・管理・関税などの徴収および処理などは、輸入物品関連法令の規定により処理する。

### 第3章 民事

第41条 台湾地区人民と大陸地区人民間の民事事件は、本条例に別に規定のあるほかは台湾地区的法律を適用する。

大陸地区人民の相互間およびその外国人間との民事事件は、本条例に別に規定のあるほかは大陸地区的規定を適用する。

本章に言う行為地・約定地・発生地・履行地・所在地・訴訟地または仲裁地は、台湾地区または大陸地区におけることを指す。

第42条 本条例の規定により、大陸地区的規定を適用する時、当該各地方に異なる規定がある場合、当事者の戸籍地の規定に従う。

第43条 本条例の規定により、大陸地区的規定を適用する時、大陸地区に当該法律関係について明文規定がない、あるいは台湾地区的法律を適用するものと規定してある場合、台湾地区的法律を適用する。

第44条 本条例の規定により、大陸地区的規定を適用する時、台湾地区的公共秩序または善良風俗に背くと規定してある場合、台湾地区的法律を適用する。

第45条 民事法律関係の行為地または事実の発生地が

台湾地区にまたがっている場合、台湾地区をもって行為地または事実の発生地とする。

第46条 大陸地区人民の行為能力は、当該地区の規定による。ただし、未成年者で結婚している者は、その台湾地区での法律行為について行為能力があると見なす。

大陸地区的法人・団体またはその他の機構について、その権利能力および行為能力は、当該地区の規定による。

第47条 法律行為の方式は、当該行為に適用さるべき規定による。ただし、行為地の規定に定める方式による場合も、有効とみなす。

物権の法律行為については、その方式は物の所在地の規定による。

証券類上の権利行使または保全する法律行為について、その方式は行為地の規定による。

第48条 債務の契約は約定地の規定による。ただし、当事者に別に約定がある場合、その約定に従う。

前項の約定地が不明で当事者に約定がない場合は、履行地の規定による。履行地が不明の場合は、訴訟地または仲裁地の規定による。

第49条 大陸地区において法律の義務なく行なった行為、不当に得た利益、またはその他の法律事実により生じる債務に関しては、大陸地区的規定に従う。

第50条 越権行為は損害発生地の規定によるが、台湾地区的法律が越権行為だと認めない場合、これを適用しない。

第51条 物権は物の所在地の規定による。

権利を標的とした物権に関しては、権利成立地の規定による。

物の所在地に変更があった場合、その物権の取得・喪失は、その原因事実が完成した時の所在地の規定による。

船舶の物権は、船籍登記地の規定による。航空機の物権は、航空機登記地の規定による。

第52条 結婚または協議離婚の方式およびその他の要件は、行為地の規定による。

離婚判決の事由は、台湾地区的法律による。

第53条 夫婦の一方が台湾地区人民で、一方が大陸地区人民である場合、その結婚または離婚の効力は、台湾地区的法律による。

第54条 台湾地区人民と大陸地区人民の大陸地区での結婚で、その夫婦の財産制は当該地区の規定による。ただし、台湾地区的財産は台湾地区的法律を適用する。

第55条 未婚の母から生まれた子女の認知の成立要件は、各当該認知者に認知される時に戸籍を設けている地区の法律による。

認知の効力は認知者の戸籍在籍地区の規定による。

第56条 養子縁組の成立および終止は、各当該養親に

戸籍を設定される地区の規定による。

養子縁組の効力は養親の戸籍在籍地区的規定による。  
第57条 両親の一方が台湾地区人民、一方が大陸地区人民である場合、両親と子女間の法律関係は、父の戸籍在籍地区的規定により、父なしまたは父が入り婿の場合、母の戸籍在籍地区的規定による。

第58条 被後見人が大陸地区人民である場合、後見に関しては、当該地区的規定による。ただし、被後見人が台湾地区に住所を持つ場合は、台湾地区的法律による。

第59条 扶養の義務は、扶養義務の戸籍在籍地区的規定による。

第60条 被相続人が大陸地区人民である場合、相続に関しては、当該地区的規定による。

ただし、台湾地区での遺産については、台湾地区的法律を適用する。

第61条 大陸地区人民の遺産について、その成立または撤回の要件および効力は、当該地区的規定による。ただし、遺言をもって台湾地区における財産について贈与する場合、台湾地区的法律を適用する。

第62条 大陸地区人民の寄付行為について、その成立または撤回の要件および効力は、当該地区的規定による。ただし、台湾地区にある財産を寄付する場合は、台湾地区的法律を適用する。

第63条 本条例施行前の台湾地区人民と大陸地区人民間・大陸地区人民相互間およびその外国人との間の、大陸地区で成立した民事法律関係およびそれによって取得した権利・負担の義務は、台湾地区的公共秩序または善良風俗に背かない限り、その効力を認める。

前項の規定は、本条例施行前、別にその権利の行使または移転を制限する法令がある場合、これを適用しない。国家が統一する前、下記の債務は処理しない。

1. 1949年以前、大陸で発行された未償還の外貨債券および1949年の金担保短期公債。

2. 国立銀行および預金を受ける金融機関が大陸撤退前に所有していた各種の債務。

第64条 夫婦にして、一方が台湾地区、一方が大陸地区において同居できないため、一方が1985年6月4日以前に重婚している場合、利害関係者は取り消しを申し立てることはできない。85年6月5日以後、87年11月1日以前に重婚した者は、当該する後の結婚は有効と見なす。

前項の状況で、夫婦の双方とも重婚している場合、後婚者の重婚の日から、との婚姻関係は消滅する。

第65条 台湾地区人民が大陸地区人民を養子にすることについては、民法1079条第5項規定によるほか、下記状況の一つのある者は、法院も認可を与えないものとする。

1. すでに実子または養子がある者。
2. 同時に養子を2人以上引取り育てる者。
3. 行政院が設立または指定する機構または委託する民間団体が養子縁組の事実を検証していない者。

第66条 大陸地区人民が台湾地区人民の遺産を相続するには、相続が始まってから1年以内に書面をもって被相続人の住所地の法院に相続の表示をしなければならず、期限を過ぎれば、相続権を放棄したものと見なす。

相続が本条例施行前に始まっている場合、前項期間は本条例施行の日から起算する。

第67条 被相続人の台湾地区における遺産については、大陸地区人民が法により相続する場合、その所得財産総額は、1人当たり200万台湾元を超えてはならない。超過部分は、台湾地区的同じく相続する者に帰属する、台湾地区的次の順位の相続人に帰属する。

前項の遺産は、本条例施行前、法により国庫に帰属している場合、本条例の規定を適用しない。

法令により保管金の特別口座で一時預かりしてある場合、やはり本条例の規定により処理する。

遺言人が台湾地区にある財産を大陸地区の人民・法人・団体またはその他の機関に贈与する場合、その総額は200万台湾元を超えてはならない。第1項の遺産中、台湾地区相続人のため居住に当てられている不動産がある場合、大陸地区的相続人はこれを相続することはできず、その価格金額は遺産総額に算入しない。

大陸地区人民は規定により、不動産取得を標的とする権利を相続することができない場合、当該権利を価格金額に換算するものとする。

第68条 現役軍人または退除役将兵が死亡して相続人がいない、相続人の有無が不明、または相続人が原因あって遺産を管理できない場合、主管機関がその遺産を管理する。

前項の遺産事件は、本条例施行前、主管機関が処理している場合はその処理による。

第1項の遺産管理方法は、国防部および行政院国軍退除役将兵輔導委員会がそれぞれ立案し、行政院に審査決定を申請した後、これを公布する。

第69条 大陸地区人民は、大陸地区において不動産物権を取得または設定してはならず、また土地法17条に列記する各号の土地を賃借してはならない。

第70条 許可を受けていない大陸地区的法人・団体またはその他の機関は、台湾地区で法律行為をしてはならない。

第71条 許可を受けていない大陸地区法人・団体またはその他の機関がその名義で台湾地区において他人と法律行為をなす場合、その行為者は、当該法律行為につい

て、当該大陸地区の法人・団体またはその他の機構と連帶責任を負うものとする。

第72条 大陸地区的人民・法人・団体またはその他機構は、主管機関の許可を経ない限り、大陸地区法人・団体またはその他機構の構成員となり、またはそのいかなる職務をも担当してはならない。

前項の許可方法は、関係主管機関が立案し、行政院に審査決定を申請したあと、これを公布する。

第73条 外国の会社で、その株式の20%以上が大陸地区の人民・法人・団体またはその他の機構が所有する場合、認可は認めない。認可を経ている場合も、これを取り消すことができる。

外国の会社の主要影響力をもつ株主が、大陸地区的人民・法人・団体またはその他機構の場合も同じ。

第74条 大陸地区で行なった民事確定裁判・民事仲裁判断は、台湾地区的公共秩序または善良風俗に違背しない場合、法院の裁定認可を申請することができる。

前項の法院の裁定認可を経た裁判または判断は、給付を内容とする場合、執行名目とすることができます。

#### 第4章 刑事

第75条 大陸地区または大陸の船舶・航空機内での犯罪は、大陸地区で処罰されたとしても、なお法により処断することができる。ただし、その刑の全部または一部の執行を免ずることができる。

第76条 配偶者の一方が台湾地区において、一方が大陸地区において、しかも1987年11月1日以前に重婚し、または非配偶者と共同生活をすることを目的として同居してきた場合、訴追・処罰を免除する。その結婚または同居者も同じ。

第77条 大陸地区人民が台湾地区以外の地区において内乱罪・外患罪を犯し、許可を経て大陸地区に入り、しかも申請後、事実を申し立てた場合、訴追・処罰を免除する。大陸地区に入り主管機関が開催を認可して会議または行事に参加し、特別許可で申し立てを免除された者も同じ。

第78条 大陸地区人民の著作権またはその他の権利が台湾地区で侵害された場合、その告訴または自訴の権利は、台湾地区人民が大陸地区において享受することができる同等の訴訟権利を有するものに限る。

#### 第5章 罰則

第79条 第15条第1号の規定違反者は、5年以上の有期懲役・労役または科料に処し、または50万台灣元以下の罰金を併科する。

前項の未遂犯はこれを罰する。

第80条 中華民国の船舶・航空機またはその他輸送手段の所有者・運営者または船長・機長・その他輸送手段の操縦者が、第28条第1項の規定に違反して大陸地区に航行した場合、3年以下の有期懲役・労役または科料に処し、または100万台灣元以上1500万台灣元以下の罰金を併科する。ただし、大陸地区への航行行為が、船長または機長またはその他輸送手段操縦者が自らその決定を行なったものである場合、船長または機長または操縦者を処罰する。

前項の大陸地区へ航行した船舶・航空機またはその他の輸送手段の所有者または運営者が法人である場合、行為者を処罰するほか、当該法人に対し、併せて前項所定の罰金を科す。ただし、法人の代表が違反の発生に対し防止行為をなすことに尽力している場合は、この限りでない。

第1項の状況につき、主管機関は当該船舶・航空機またはその他の輸送手段の一定機関の航行停止、または関係免許の登録取消し・破棄の処分を行ない、また、当該船長・機長または操縦者の就業免許または資格を停止または無効にすることができます。

第81条 第36条の規定に違反し、直接往来の許可を経ていない場合、その決定に参与した者は、3年以下の有期懲役・労役または科料に処し、または100万台灣元以上1500万台灣元以下の罰金を併科する。

前項の状況につき、決定に参与した者を処罰するほか、当該保険機構に対し、併せて前項所定の罰金を科す。

前2項の規定は、中華民国の領域外での犯罪者に、これを適用する。

第82条 第23条规定に違反し学生募集または中間紹介行為に従事した者は、3年以下の有期懲役・労役または科料に処し、または100万台灣元以下の罰金を併科する。

第83条 第15条第4号または第5号の規定に違反した者は、1年以下の有期懲役・労役または科料に処し、または30万台灣元以下の罰金に処す。

營利を意図して第15条第5号の規定に違反した者は、3年以下の有期懲役・労役または科料に処し、または60万台灣元以下の罰金を併科する。

法人の代表者・法人または自然人の代理人・被雇用者またはその他従業人員は、業務執行により前2項の罪を犯した場合、行為者を処罰するほか、当該法人または自然人に対し、前2項所定の罰金を併科する。ただし、法人の代表者または自然人が違反の発生に対し、防止行為に尽力していた場合は、この限りでない。

第84条 第15条第2号の規定に違反した者は、6月以下の有期懲役または科料に処し、または10万台灣元以下の罰金に処す。

法人の代表者・法人または自然人の代理人・被雇用者またはその他従業員は、業務執行により前項の罪を犯した場合、行為者を処罰するほか、当該法人または自然人に対し、前項所定の罰金を併科する。ただし、法人の代表者または自然人が違反の発生に対し、防止行為に尽力している場合は、この限りでない。

第85条 第30条第1項の規定に違反する者は300万台湾元以上1500万台湾元以下の罰金に処するとともに、当該船舶・民用航空機またはその他輸送手段の所有者・運営者の所属船舶・民用航空機またはその他の輸送手段が、一定期間、台湾地区港湾・空港に入ることを禁止することができる。

第86条 第35条第1項の規定に違反し、投資・技術協力・貿易またはその他の商業行為に違反した者は、300万台湾元以上1500万台湾元以下の罰金に処するとともに、期限を限り、その投資・技術協力・貿易またはその他の商業行為を停止することを命ずる。期限を過ぎても停止しない場合は、連続して処罰することができる。

第87条 第15条第3項の規定に違反したものは、20万台湾元以上100万台湾元以下の罰金に処する。

第88条 第37条の規定に違反した者は、20万台湾元以上100万台湾元以下の罰金に処する。

前項出版物・映画・ビデオ番組またはラジオ・テレビ番組は、何人の所有に属するかを問わず、これを没収することができる。

第89条 第34条第1項の規定に違反する者は、10万台湾元以上50万台湾元以下の罰金に処する。

前項の広告は、何人の所有または所持に属するかを問わず、これを没収することができる。

第90条 第33条第1項の規定に違反する者は、10万台湾元以上50万台湾元以下の罰金も処する。

第91条 第9条第1項の規定に違反する者は、2万台湾元以下10万台湾元以下の罰金に処する。

第92条 第38条第1項の規定に違反し、未申告の通貨・証券は税関がこれを没収する。

第93条 第39条第2項の規定による制限または禁止命令に違反した場合、その文物または芸術品は主管機関がこれを没収する。

第94条 本条例に定める罰金は主管機関が処罰する。納付通知を受け期限を過ぎても納付しない者は法院に送検し強制執行する。

## 第6章 付則

第95条 主管機関は、台湾地区と大陸地区との直接通商・通航および大陸地区人民が台湾地区に入る対策を実施するまでは、立法院の決議を経なければならない。立法院が会期内1ヵ月に決議を行わない場合は、同意と見なす。

第96条 本条例の施行細則および施行期日は、行政院がこれを定める。

# 主要統計 台湾 1992年

167

第1表 国内純生産

第2表 人口・労働力

第3表 主要農・工業生産高

第4表 農業生産指数・成長率

第5表 工業生産指数・成長率

第6表 国別貿易額

第7表 商品別貿易額

第8表 國際収支

第9表 華僑・外国人の認可投資件数と額

第10表 主要外国借款

第11表 台湾地区都市消費者物価指数

第12表 マネーサプライ

第13表 中央銀行金利の変動

第14表 財政収支

第15表 業種別平均月額賃金およびその指數

第16表 株式市場規模

第17表 外国為替相場

第18表 中央銀行外貨保有高

(使用記号：一該当なし、…不明、0ゼロ・極少)

対米為替レート（1米ドル=台湾元、年平均）

年	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
元	39.849	37.838	31.845	28.589	26.407	26.893	26.815	25.17

第1表 国内純生産(名目)

(単位：100万台湾元)

	国内純生産(要素費用)			対前年比(%)			構成比(%)		
	1989	1990	1991	1989	1990	1991	1989	1990	1991
農林水産業	189,567	174,242	173,927	8.0	-8.1	-0.2	4.9	4.1	3.7
鉱業	17,457	18,050	18,555	7.2	3.4	2.8	0.5	0.4	0.4
製造業	1,380,199	1,450,447	1,618,844	4.4	5.1	11.6	35.6	34.4	34.4
電気・ガス・水道	116,280	121,753	131,480	5.0	4.7	8.0	3.0	2.9	2.8
建設業	176,977	205,492	229,094	19.0	16.1	11.5	4.6	4.9	4.9
商業	566,876	649,275	742,892	13.2	14.5	14.4	14.6	15.4	15.8
運輸・通信	240,627	259,295	289,672	10.5	7.2	11.7	6.2	6.1	6.2
金融・保険・不動産	694,307	797,873	886,115	26.5	14.9	11.1	17.9	18.9	18.8
社会・個人サービス	189,313	217,793	251,842	13.6	15.0	15.6	4.9	5.2	5.4
政府サービス	384,324	461,317	534,858	15.1	20.0	15.9	9.9	10.9	11.4
その他のサービス	34,906	38,451	43,832	26.6	10.2	14.0	0.9	0.9	0.9
減:帰属利息	241,520	293,979	342,022	27.8	21.7	16.3	6.2	7.0	7.3
加:輸入税	129,234	121,995	125,048	10.2	-5.6	2.5	3.3	2.9	2.7
国内純生産(名目)	3,878,547	4,222,004	4,704,137	10.9	8.9	11.4			
国内純生産(86年価格)	3,703,420	3,883,646	4,164,620	7.6	4.9	7.2			
1人当たり所得(台湾元)	198,389	213,888	235,699	9.5	7.8	10.2			
1人当たり所得(米ドル)	7,512	7,954	8,788	18.6	5.9	10.5			

(出所) 『中華民国統計月報』1993年1月。

第2表 人口・労働力(各年平均)

(単位：1,000人)

年	総人口(年末)		(15歳以上)	就業人口			失業率(%)
	全 年 齢	15歳以上		合 計	第1次産業	第2次産業	
1984	19,013	12,544	7,491	7,308	1,286	3,090	2.4
1985	19,258	12,860	7,651	7,428	1,297	3,078	2.9
1986	19,455	13,161	7,945	7,733	1,317	3,207	2.7
1987	19,673	13,432	8,183	8,022	1,226	3,430	2.0
1988	19,904	13,696	8,247	8,108	1,112	3,450	1.7
1989	20,107	13,955	8,390	8,258	1,065	3,488	1.6
1990	20,353	14,219	8,423	8,283	1,064	3,385	1.7
1991	20,557	14,496	8,569	8,439	1,092	3,386	1.5

(出所) Taiwan Statistical Data Book, 1992.

第3表 主要農産物・工業製品生産高

年	主要農産物生産高						
	玄米 (1,000トン)	甘藷 (1,000トン)	茶 (トン)	砂糖 (1,000トン)	バナナ (トン)	パイナップル (トン)	落花生 (トン)
1985	2,174	369	23,203	662	198,596	149,745	89,105
1986	1,974	324	23,890	570	150,730	157,941	77,150
1987	1,900	345	25,578	479	204,486	193,337	111,700
1988	1,845	255	23,557	584	228,725	228,127	83,335
1989	1,865	206	22,130	617	198,442	230,738	64,770
1990	1,807	200	22,299	475	201,440	234,629	64,980
1991	1,819	224	21,380	409	196,663	241,477	83,816

年	主要工業製品生産高						
	肥料 (1,000トン)	セメント (1,000トン)	綿織物 (1,000 メートル)	紙 (1,000トン)	扇風機 (1,000台)	テレビ (1,000台)	棒鋼 (1,000トン)
1985	1,415	14,418	618,464	597	25,503	4,250	6,199
1986	1,879	14,806	755,661	705	30,509	6,216	7,235
1987	1,809	15,663	729,404	800	31,278	6,442	7,699
1988	1,931	17,281	745,236	894	27,655	5,031	8,969
1989	1,864	18,043	785,510	880	20,296	5,172	10,318
1990	1,901	18,458	728,959	911	15,217	3,703	11,072
1991	1,933	19,399	608,703	974	18,573	3,539	12,833

(出所) 第2表に同じ。

第4表 農業生産指數・成長率

	(1986年=100)					対前年比(%)				
	総合	農業	林業	漁業	畜産	総合	農業	林業	漁業	畜産
1985	100.3	105.5	90.3	94.3	96.8	3.1	0.8	-10.0	4.3	6.8
1986	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-0.3	-5.2	10.8	6.0	3.4
1987	108.0	104.2	92.7	113.6	109.0	8.0	4.2	-7.3	13.6	9.0
1988	109.6	105.6	60.1	118.2	110.0	1.5	1.4	-35.2	4.1	0.9
1989	109.4	105.1	42.5	112.3	115.3	-0.2	-0.5	-29.4	-5.0	4.9
1990	111.8	100.1	36.3	119.3	124.0	2.1	-4.7	-14.4	6.2	7.6
1991	112.8	102.3	36.9	112.4	130.3	1.0	2.1	1.6	-5.8	5.1

(出所) 第2表に同じ。

第5表 工業生産指數・成長率

	(1986年=100)					対前年比(%)				
	総合	鉱業	製造業	電気・ガス・水道	建設	総合	鉱業	製造業	電気・ガス・水道	建設
1985	87.83	106.99	86.87	89.86	110.38	2.7	-8.1	2.5	6.5	0.4
1986	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	13.9	-6.5	15.1	11.3	-9.4
1987	110.69	96.84	111.19	110.71	96.96	10.7	-3.2	11.2	10.7	-3.0
1988	115.59	94.77	115.39	120.33	114.94	4.4	-2.1	3.8	8.7	18.5
1989	119.53	83.47	118.96	129.11	122.58	3.4	-11.9	3.1	7.3	6.6
1990	118.12	73.54	116.72	137.80	123.30	-1.2	-11.9	-1.9	6.7	0.6
1991	126.67	59.10	125.27	149.74	128.83	7.2	-19.6	7.3	8.7	4.5

(出所) 第2表に同じ。

第6表 国別貿易額

	1987		1988		1989		1990		1991	
	輸入	輸出								
日本	11,840.6	6,986.0	14,825.4	8,771.7	16,031.0	9,064.9	15,998.4	8,337.7	18,858.3	9,188.9
アメリカ	7,648.0	23,684.8	13,006.7	23,467.2	12,002.8	24,036.2	12,611.8	21,745.9	14,113.8	22,320.4
ドイツ	1,633.5	1,987.7	2,133.2	2,340.1	2,594.0	2,564.4	2,667.6	3,183.2	3,013.2	3,868.7
オーストラリア	999.9	1,103.0	1,336.2	1,358.6	1,631.0	1,537.7	1,659.7	1,279.2	2,018.1	1,353.6
香港	753.8	4,123.3	1,922.1	5,587.1	2,205.2	7,042.3	1,445.9	8,556.2	1,946.8	12,430.5
シンガポール	522.1	1,350.5	740.1	1,682.7	889.4	1,975.6	1,406.0	2,203.7	1,445.9	2,403.5
イギリス	792.1	1,547.8	1,113.3	1,906.6	926.8	2,101.8	1,153.7	1,979.4	1,123.8	2,071.8
フィリピン	194.4	459.7	242.3	601.4	238.5	778.1	236.3	811.4	235.3	848.0
タイ	200.4	424.6	341.9	753.7	390.2	1,110.2	448.0	1,423.7	586.1	1,444.9
カナダ	651.7	1,561.1	954.4	1,584.4	996.1	1,759.4	839.0	1,558.5	1,040.0	1,624.2
韓国	532.7	638.2	900.1	917.3	1,239.1	1,132.8	1,343.6	1,212.8	1,747.0	1,287.3
インドネシア	567.2	445.5	613.4	632.6	706.2	934.1	921.6	1,245.8	1,234.3	1,207.2
クウェート	730.1	151.4	489.5	166.7	434.5	138.6	369.0	89.4	35.7	32.2
サウジアラビア	1,075.3	706.4	1,237.0	630.1	1,375.5	557.1	1,539.2	459.4	1,679.3	615.7
その他	6,841.6	8,508.8	9,817.2	10,267.2	10,605.0	11,570.8	12,076.2	13,128.2	13,783.0	15,481.4
全世界合計	34,983.4	53,678.8	49,672.8	60,667.4	52,265.3	66,304.0	54,716.0	67,214.5	62,860.6	76,178.3

(出所) 第2表に同じ。

第7表 商品別貿易額

	（単位：100万米ドル）						
	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
輸出総額	30,725.7	39,861.5	53,678.7	60,667.4	66,304.0	67,214.4	76,178.3
織維類	2,849.6	3,509.6	4,619.3	5,241.4	6,408.7	7,093.9	8,478.6
衣類	3,151.2	3,790.6	4,439.1	4,068.2	3,946.9	3,190.3	3,518.6
卑金属	2,353.8	2,796.9	3,626.6	4,501.6	5,192.2	5,215.2	5,805.9
電子製品	3,038.3	3,907.3	5,738.5	6,689.2	8,138.2	7,725.3	8,183.3
機械	1,474.7	1,928.4	3,135.7	4,053.0	4,668.1	5,776.9	6,794.7
電気機械	797.4	1,013.4	1,516.8	1,976.9	2,191.4	2,207.7	2,538.6
情報通信	1,317.6	2,398.8	3,786.2	5,017.1	4,423.9	5,023.6	5,588.8
家庭電気製品	586.8	699.1	933.0	1,118.8	1,096.1	903.5	1,006.0
輸送機器	1,241.2	1,702.0	2,302.8	2,455.9	3,020.2	3,449.2	3,929.3
玩具運動用品等	1,784.1	2,407.6	3,337.3	3,403.4	3,037.7	2,906.2	3,044.3
輸入総額	20,102.0	24,181.5	34,983.4	49,672.8	52,265.3	54,716.0	62,860.5
原油	3,338.0	2,042.2	2,530.7	2,204.7	2,604.9	3,180.4	3,203.8
化学生品	2,133.1	3,050.2	3,947.8	5,341.8	5,800.4	5,837.8	7,127.9
卑金属	1,641.1	2,487.3	3,600.1	5,430.8	6,776.3	5,997.8	8,078.4
電子製品	1,485.1	2,402.6	3,810.7	5,115.8	5,302.6	5,755.5	7,107.1
機械	1,686.5	2,388.6	3,789.7	4,911.0	5,157.5	5,366.6	6,171.6
電気機械	635.5	792.3	1,085.3	1,290.4	1,672.0	1,914.9	1,805.9
情報通信	419.5	617.4	847.4	1,152.1	1,317.3	1,741.5	1,689.6
輸送機器	1,146.0	1,320.0	2,078.9	3,060.0	3,956.2	3,882.7	3,963.9

(出所) 第2表に同じ。

第8表 国際収支

(単位:100万米ドル)

	1986	1987	1988	1989	1990	1991
A. 経 常 収 支	16,277	17,999	10,177	11,385	10,769	12,014
a. 財 貨, 労 務 と 所 得	16,574	18,695	12,101	13,510	11,504	12,265
商 品 f. o. b.	16,917	20,286	13,834	16,203	14,928	15,690
貨 物 運 輸	-572	-457	-332	-603	-261	-55
そ の 他 の 運 輸	-446	-745	-918	-1,064	-1,357	-1,539
旅 行	-508	-1,022	1,742	-2,223	-3,243	-3,612
投 資 所 得	1,982	-2,280	3,399	3,822	4,390	5,004
その他の貨物, 労務と所得	-799	-1,647	-2,140	-2,625	-2,953	-3,223
b. 無 債 性 移 転	-297	-696	-1,924	-2,125	-735	-251
民 間	-304	-704	-1,921	-3,573	-730	-230
政 府	7	8	-3	-8	-5	-21
B. 直接投資とその他の長期資本, F項目を除く	-1,408	-2,386	-6,031	-7,432	-6,402	-2,647
直 接 投 資	261	11	-3,161	-5,347	-3,913	-583
そ の 他 の 長 期 資 本	-1,669	-2,397	-2,870	-2,085	-2,489	-2,064
A と B の 合 計	14,869	15,613	4,146	3,952	4,367	9,367
C. 短期資本, F項目を除く	1,421	4,013	-1,481	-817	-4,323	-2,054
D. 誤 差 脱 漏	108	-305	-114	-35	11	272
A から D までの合計	16,398	19,321	2,551	3,101	55	7,585
E. 相 対 科 目	223	992	2,629	18	—	—
金の貨幣化／非貨幣化	223	992	2,629	18	—	—
S D R の分配／取消し	—	—	—	—	—	—
A から E までの合計	16,621	20,313	5,180	3,119	55	7,585
F. 銀行体系の国外資産純額の変動	-16,621	-20,313	-5,180	-3,119	-55	-7,585

(出所) 第2表に同じ。

第9表 華僑・外国人の認可投資件数と額(許可ベース)

(単位:1,000米ドル)

年	華 僑		外 国 人		合 計		ア メ リ カ		日 本	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1982	50	59,720	82	320,286	132	380,006	33	79,606	24	152,164
1983	49	29,086	100	375,382	149	404,468	35	93,294	33	196,770
1984	74	39,770	100	518,971	174	558,741	41	231,175	28	113,978
1985	67	41,757	107	660,703	174	702,460	42	332,760	32	145,236
1986	80	64,806	206	705,574	286	770,380	56	138,428	88	253,596
1987	117	195,727	363	1,223,069	480	1,418,796	74	414,061	207	399,240
1988	89	121,377	438	1,061,161	527	1,182,538	60	134,726	212	431,867
1989	70	177,273	478	2,241,026	548	2,418,299	54	343,002	233	640,552
1990	85	220,115	376	2,081,657	461	2,301,772	61	540,367	179	826,800
1991	65	219,462	324	1,558,957	389	1,778,419	61	587,661	138	526,183
合 計 (1952~91)	2,253	2,173,243	3,909	12,856,795	6,162	15,030,038	872	3,879,330	1,957	4,208,665

(出所) 第2表に同じ。

第10表 主要外国借款 (1991年12月31日現在)

	約定金額	支出金額	元金返済額	未返済額
合 計 { (1,000米ドル) (1,000SR*)}	106,872 809,800	106,872 734,075	97,379 411,414	9,493 322,661
第二世銀 (I D A) (1,000米ドル)	15,756	15,756	6,263	9,493
アジア開発銀行 (1,000米ドル)	91,116	91,116	91,116	0
サウジ開発基金 (1,000SR*)	809,800	734,075	411,414	322,661

(注) \*サウジアラビア通貨。

(出所) 第2表に同じ。

第11表 台湾地区都市消費者物価指数

(1986=100加重平均式)

指 数 採 用 品 目	総 合	食 品	衣 類	住 宅	交通・通信	医薬・保健	教育・娯楽	そ の 他
ウ エ イ ト (%)	441	192	44	60	26	56	50	13
1,000.00	330.04	71.11	299.54	79.92	68.25	111.31	39.83	
1981	93.81	95.99	102.83	91.77	101.27	91.56	81.71	97.91
1982	96.98	99.69	104.62	95.27	101.85	93.20	86.38	99.10
1983	98.77	101.95	106.14	97.45	101.28	93.40	88.92	99.08
1984	98.96	99.35	107.28	98.62	102.56	98.03	91.72	99.72
1985	99.32	97.83	105.56	99.50	103.52	101.00	96.36	100.03
1986	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1987	99.95	100.45	96.77	100.30	98.41	100.34	101.47	97.10
1988	101.04	101.63	98.81	100.37	97.28	100.88	106.84	96.77
1989	106.11	108.07	98.17	106.36	98.97	105.96	112.49	98.91
1990	111.39	111.84	99.13	114.47	101.25	108.72	122.04	101.61
1991	116.25	113.42	96.87	123.02	107.17	113.04	132.09	102.82

(出所) 『自由中国之工業』1992年10月。

第12表 マネーサプライ

年	金 額 (100万台湾元)					年間増加率(%)	
	通貨発行高 A	預金残高 B	M <sub>1</sub> (C=A+B)	準 通 貨 D	M <sub>2</sub> (E=C+D)	M <sub>1</sub>	M <sub>2</sub>
1981	128,299	323,261	451,560	679,841	1,131,401	13.8	18.6
1982	138,273	379,207	517,480	888,709	1,406,189	14.6	24.3
1983	159,616	453,286	612,902	1,164,706	1,777,608	18.4	26.4
1984	168,160	501,459	669,619	1,464,601	2,134,220	9.3	20.1
1985	182,808	568,661	751,469	1,881,673	2,633,142	12.2	23.4
1986	231,046	906,817	1,137,863	2,160,999	3,298,862	51.4	25.3
1987	284,964	1,283,261	1,568,225	2,606,796	4,175,021	37.8	26.6
1988	320,624	1,629,849	1,950,473	2,970,331	4,920,804	24.4	17.9
1989	348,416	1,720,343	2,068,759	3,603,182	5,671,941	6.1	15.3
1990	354,657	1,577,240	1,931,897	4,299,317	6,231,214	-6.6	9.9
1991	387,727	1,777,564	2,165,291	5,230,956	7,396,247	12.1	18.7

(出所) 第2表に同じ。

第13表 中央銀行金利の変動

(年利%)

実施年月日	再割引 (公定歩合)	担保貸出	短期融資	特別外貨融資	外貨融資	輸出融資
1982. 2. 26	11.25	12.50	14.75	11.25	12.25	10.00
4. 17	10.25	11.50	13.75	10.25	11.25	9.00
7. 12	9.25	10.50	12.50	9.75	10.75	8.25
9. 18	8.50	9.75	11.50	9.25	10.25	7.75
12. 30	7.75	9.00	10.75	8.50	9.50	7.25
1983. 3. 16	7.25	8.50	10.25	8.25	9.00	7.00
1984. 5. 9	7.00	8.25	10.00	8.25	9.00	6.75
11. 24	6.75	8.00	10.00	8.25	9.00	6.75
1985. 3. 22	6.75	7.75	10.00	8.25	9.00	6.75
6. 17	6.25	7.25	10.00	7.75	8.50	6.25
9. 17	5.75	6.75	9.75	7.75	8.50	5.75
11. 23	5.25	6.25	9.50	7.50	8.25	5.25
1986. 3. 4	4.75	5.75	9.00	7.00	7.75	4.75
10. 18	4.50	5.50	9.00	6.75	7.50	4.50
1989. 4. 1	5.50	6.50	10.00	—	8.50	5.50
8. 23	7.75	8.75	12.00	—	8.50	7.75
1991. 7. 5	7.375	8.375	11.625	—	8.125	7.375
9. 10	6.875	7.875	11.125	—	7.625	6.875
9. 21	6.625	7.625	10.875	—	7.375	6.625
11. 18	6.25	7.25	10.50	—	7.00	6.25
1992. 1. 9	5.875	6.875	10.125	—	6.625	5.875
5. 9	6.125	7.125	10.125	—	6.625	5.875
10. 5	5.625	6.625	9.625	—	6.625	5.875

(出所) 『中華民国台湾地区金融統計月報』1992年11月。

第14表 財政收支

(単位: 100万台灣元)

	1987		1988		1989*		1990*		1991*	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
歳入(A)	707,843	100.0	852,630	100.0	1,382,533	100.0	1,203,171	100.0	1,438,686	100.0
租税收入	415,318	58.7	511,637	60.0	629,753	45.6	794,812	66.1	748,508	52.0
専売收入	46,137	6.5	45,273	5.3	47,666	3.4	52,921	4.4	60,113	4.2
非租税收入	159,422	22.5	197,771	23.2	558,745	40.5	210,134	17.5	376,443	26.2
その他	86,966	12.3	97,950	11.5	146,369	10.6	145,304	12.0	253,622	17.6
歳出(B)	662,135	100.0	751,930	100.0	1,239,554	100.0	1,166,747	100.0	1,416,625	100.0
一般行政・国防	220,872	33.4	240,597	32.0	285,207	23.0	336,760	28.9	380,377	26.8
教育・科学・文化	134,293	20.3	148,020	19.7	207,008	16.7	231,204	19.8	293,037	20.7
経済開発	171,364	25.9	192,406	25.6	541,385	43.7	302,281	25.9	322,087	22.7
社会福祉	102,482	15.5	131,457	17.5	151,567	12.2	199,769	17.1	277,370	19.6
債務	27,213	4.1	33,462	4.5	42,904	3.5	85,984	7.4	131,262	9.3
その他	5,911	0.9	5,988	0.8	11,483	0.9	10,749	0.9	12,492	0.9
取支差(A)-(B)	45,708		100,700		142,979		36,424		22,061	

(注) \*公共用土地取得。

(出所) 第2表に同じ。

第15表 業種別平均月額賃金およびその指数

(単位:台湾元、かっこ内指數は1986=100)

年	鉱業	製造業	水道・電気 ガス	建設業	運輸・通信業	金融・保険・ サービス
1983(平均)	14,821(86.3)	11,135(79.6)	19,500(74.1)	12,861(85.6)	14,636(78.4)	19,464(82.0)
1984(平均)	15,773(91.8)	12,186(87.1)	22,743(86.4)	14,201(94.6)	15,712(84.1)	21,186(89.2)
1985(平均)	16,321(95.0)	12,704(90.8)	25,850(98.2)	14,636(97.5)	17,555(94.0)	22,608(95.2)
1986(平均)	17,180(100.0)	13,987(100.0)	26,328(100.0)	15,018(100.0)	18,677(100.0)	23,751(100.0)
1987(平均)	17,865(104.0)	15,374(109.9)	27,438(104.2)	15,978(106.4)	19,730(105.6)	25,975(109.4)
1988(平均)	19,690(114.6)	17,050(121.9)	32,608(123.9)	17,828(118.7)	21,720(116.3)	29,145(122.7)
1989(平均)	21,451(124.9)	19,537(139.7)	40,023(152.0)	21,371(142.3)	25,683(137.5)	34,170(143.9)
1990(平均)	26,002(151.4)	22,175(158.5)	46,231(175.6)	24,734(164.7)	29,117(155.9)	37,212(156.7)
1991(平均)	28,139(163.8)	24,609(175.9)	55,664(211.4)	28,128(187.3)	33,581(179.8)	40,138(169.0)

(出所) 第2表に同じ。

第16表 株式市場規模

(単位:100万台湾元)

年末・月末	上場株式				売買代金 (1966=100)	株価指数 (1966=100)
	上場企業社数	上場銘柄種類	額面総額	時価総額		
1981	107	111	128,398	201,331	209,216	548.84
1982	113	117	151,473	203,111	133,877	477.20
1983	119	123	167,163	305,956	363,845	654.28
1984	123	127	190,395	390,260	324,476	872.51
1985	127	130	213,449	415,706	195,228	745.62
1986	130	133	240,822	548,436	675,655	944.74
1987	141	145	287,346	1,386,065	2,668,633	2,135.03
1988	163	171	343,579	3,383,280	7,868,023	5,202.21
1989	181	190	421,300	6,174,164	25,407,963	8,616.14
1990	199	213	506,425	2,681,911	19,031,282	6,775.32
1991	222	234	616,707	3,184,028	9,682,738	4,928.83
1992.10	250	277	712,956	2,675,369	329,071	3,666.43

(出所) 『中華民国台湾地区金融統計月報』1992年11月。

第17表 外国為替相場

(単位：元)

年 末 ・ 月 末	米 ド ル		日 本 円	
	買 入	売 出	買 入	売 出
1983	40.22	40.32	0.1559	0.1589
1984	39.42	39.52	0.1719	0.1759
1985	39.80	39.90	0.1975	0.2005
1986	35.45	35.55	0.2203	0.2238
1987	28.50	28.60	0.2290	0.2350
1988	28.12	28.22	0.2236	0.2276
1989	26.17	26.17	0.1801	0.1851
1990	27.11	27.11	0.1993	0.2033
1991	25.70	25.80	0.2037	0.2082
1992. 9	25.14	25.24	0.2093	0.2143

(出所) 『中華民国統計月報』1992年11月。

第18表 中央銀行外貨保有高

(単位：100万ドル)

年 末 ・ 月 末	外 貨 保 有 高	増 減 額	対 前 年 比 (%)
1981	7,235	5,030	228.1
1982	8,532	1,297	17.9
1983	11,859	3,327	39.0
1984	15,664	3,805	32.1
1985	22,556	6,892	44.0
1986	46,310	23,754	105.3
1987	76,748	30,438	65.7
1988	73,897	- 2,851	- 3.7
1989	73,224	- 673	- 1.0
1990	72,441	- 783	- 0.1
1991	82,405	9,964	13.8
1992. 7	87,995		

(出所) 『自由中国之工業』1992年10月。